

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第52号 ふるさと館田子倉設置条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それでは、議案第52号 ふるさと館田子倉設置条例について説明いたします。

この条例につきましては、平成26年度の予算で、この財産を取得するにあたっての予算の議決をいただきました。それに基づきまして買収交渉を進めまして、ご理解をいただいて契約に至ったわけでございます。その後、登記等の手続きを経て進めてまいりました。またその後、一部改修予算についてもお認めいただきまして、現在、3月の議会では繰越の議決もいただいております。そういったことで今後、一部改修もしていくという今までの経過でございます。

またあの、少し大きな話になりますが、いわゆる過疎ということは、有形・無形の地域文化・財産の消失ということも併せ持った、そういった危険性もはらんでいるということは議員各位、十分ご理解をいただいております。そういったところからこの貴重な、只見町の場合は電源開発を抜きに語るができない町でございます。また電源開発の歴史にあたっては田子倉集落を抜きに語ることはできないということでございます。こういった田子倉集落の貴重な資料を今は故人になられました皆川弥氏の取り組み、その意思を町が引き継いで、電源開発また田子倉集落のそういった資料をきちんと保存・展示して、後世に伝えていく役割があるという町の立場でございます。残念ながら、皆川弥さん、お亡くなりになりましたので、その後、奥様、ご息様のご理解を得て、今回の設置条例の提案に至ったということをまずもって申し述べさせていただきます。

第1条、目的でございます。今ほど申し上げましたが、これは田子倉集落に関する資料を収集し、保管・展示することで、本町及び日本の社会経済の発展に貢献してきた同集落を広く次世代に伝えるとともに、本町の自然環境及び生活文化を保護・保全しつつ、利活用する地域づくりを支援するため、ふるさと田子倉館を設置し、その管理・運営に必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条といたしまして、名称でございますが、ふるさと館田子倉。位置は只見字田中1299番地の1でございます。

事業といたしましては四つほど掲げてございますが、田子倉集落に関する資料を収集し、保管し、展示すること。それから町の自然、伝統文化及び産業に関する地域情報を発信すること。そして、地域内外の交流を推進すること。四つございますが、主に3点。あとはそれに付随するものでございます。

以下、観覧料、遵守事項等、記載ございますが、これ一般の町の施設と同じ考え方でございます。

裏面、第7条、委任ということで、このような形で別表関係の観覧料もここに記載をさせていただきます。

この後の関連の若干の経費も補正予算でお願いしてございますので、その前段の設置条例の提案でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

上着の脱衣を許可いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 近いもので、いろいろ前から聞いておったこともありますので伺います。

1点は、この取得した財産というのは、前、民宿をやっておられた民宿たごくら本体と、あとは後ろの土蔵があるんですが、それまで一緒に取得されたのかどうかということと、あとはあの、これ、開館されてどういう管理をされるのかなど。例えば町で直営で管理されるのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） まず建物の件は、その母屋のほかに後ろの土蔵も含まれております。

それで管理につきましては町が直営でしたいというふうに考えております。まあ、言うなれば、ブナセンターの別館。あとユネスコエコパークの推進にあたっての事務局という機能も兼ね備えた施設管理をしていきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 取得する経過について、この町はダム発電所、電力供給基地としての役割をアピールしたい、避けては通れないという話がありましたが、この田子倉の際に、下流の石伏地域の経過について、何らかのその記憶に残るといような、いわゆる田子倉ダムと石伏ないしは滝についての、そういった部分の検討はなされたかどうかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） このふるさと館は議員ご承知の通り、皆川弥氏のご健在でいらっしゃるときは、ご自分のお力で、そういった田子倉の歴史、集落、文化に対して、非常に大切なものだと、後世に伝えたいということで個人が住宅を改修されてやっておられましたので、もしかすると足を運ばれたことがあるかもしれませんので、そういった資料を基本として、今議員おっしゃった点も今後、十分検討しながら、充実して後世に繋いでいくような資料展示に心がけたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 実はあの、私の頭の中には、やはり電源供給基地としてのその役割と、言ってみれば搾取という言い方は非常に奴隷ということについての、連想させる言葉であります。エネルギーをほとんど、全部、他の地域に輸出してしまっている状態で、ここら辺のアピールも兼ねてされているとすれば、当然その、只見・滝といったところの水没地帯の犠牲についても触れなければならないので、その点をお伺いしましたが、その点、今後、具体的には石伏と滝を絡めた田子倉のエネルギー基地という観念について、具体的に今検討されると、具体的に今持っておられる考えをお持ちであればお聞かせ願いたいですが、なければ結構でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議員おっしゃるご質問の趣旨もわかるつもりでございますが、

今般は皆川さんの意思、またご家族・ご遺族の意思というものを最も尊重しなければならないと、それを十分尊重したうえで後世の人に繋いでいくということが一番でございますので、議員おっしゃることも受け止めまして、今後その展示等にあたりどのようなことができるかということ含めて、については今後検討したいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 田子倉というのは、もうないわけで、記憶に残っている部分として形として残っております。だから、記憶を持っている人が死んでしまえば、もう全てなくなって、消滅して、あったかどうかもわからないと。そこでなんですけども、展示の中に、現存される人の肖像が出るわけですよ。写真ないしは。可能性はあると思うんですね。それはあの、ブナセンターにおいてもそうですが、その肖像について、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今あの、そういった肖像という、肖像というの、写真の話ですよ。そういったことも含めて、今ここで、こういった品数、これこれを展示しますということはまだお示しできる段階でありませんので、そういったのは今のご質問も踏まえて、今後、リニューアルといいますか、改修しながら展示してまいりますので、

〔（聴き取り不能）…どう考えているって聞いたんだ〕と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） 田子倉集落、基本、田子倉集落に関する資料をきちんと収集、整理して展示したいということでもありますので、そういったものに、それに関するものでございましょうから、そういったものもきちんと整理して、収集、展示していくことは必要な検討だなと思ってます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 第4条のところに、町長が特に必要と認めた時は規則で定めるところにより観覧料の全額または一部を免除することができるということですが、この必要と認めた時というの、何を指すのかということをお聞きしたいと思います。

それから、次のページの、これは観覧料のところですが、高校生以上は300円、団体は250円ですけど、中学校・小学校が200円。これ、あの、中学生・小学生・高校生までそこに括って200円ということで、高校生の負担を100円軽減できないのかなと思いま

すが、どうでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 第4条関係は、町長が特に必要と認めた時というのは、町長がああ、公共的であるとか、公益性とか、そういった他の施設も同様な考え方でやっておりますので、特段、変わったものではなくて、公共性・公益性という判断に立ち、その中で判断するという条例でここに定めたものでございます。観覧料につきましても、現在、ブナセンター等もそうですが、例えば子供達が学習で入ってくるとか、ということは町長が特に必要と認めて実質無料という取り扱いをしております。学習活動等については、ですから、ブナセンターと同じような、同様な扱いをしていきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 現時点で、これはいつ頃オープンする目途で計画されているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） この後、改修作業が入りますので、年度内には改修したいと思いますが、時期等につきましては、具体的にまあ、工事等の関係がありますので、現在、実施設計やっておりますので、それとの関係で具体的な日時等が決まりましたら議会の方にお知らせしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 年度内に改修予定ということで、その後の大体のスケジュールとして、どれぐらいの期間をかけて資料を収集して、こういう算段が整ったらこういうふうに、オープンにこぎつけるっていうような、なんか、大体のスケジュールだけでも教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すでにあの、皆川さんが収集された資料でございます。展示されていた期間もございましたので、それをブナセンターでも一部お借りして、企画展として展示を行ったこともありますので、そういったすでに整理されていたものもありますし、あと未整理のものも相当ございますので、基本はもう整理されているものを展示して、そのあ

と、そののち、資料が整理でき次第、文献的なものもございますので、逐次、展示に努めたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第52号 ふるさと館田子倉設置条例は原案のとおり可決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ただ今、資料配付させていただきましたが、今回はこの条例の別表を改正をさせていただきたいものであります。内容といたしましては、選挙執行に係る投票立会人の報酬について改定をさせていただきたいものであります。ご存じのとおり、今、選挙執行となりますと、期日前投票という投票がございます。これにつきましては、只見町役場投票所、朝日振興センター、明和振興センターの投票所と3箇所で行っております。期日前投票の投票時間ではありますが、只見投票所につきましては午前8時30分から午後の8時、20時ということで11時間30分の投票時間となります。朝日・明和につきましては8時30分から17時ということで投票時間を設けております。この中におきまして、期日前投票の只見町役場の投票所ではありますが、投票時間が非常に長いということで、投票に関しての立会をいただく方の確保等も困難になってきている現状がございます。つきましては、この投票立会人の報酬ではありますが、半額にするという規定を設けさせていただきまして、勤務時間も半分ということで投票立会に関与していただく方の確保の容易性を図りたいというものであります。今までは一日、そういった時間勤務をしていただいて9,400円でした。今回は時間を2分の1にする、報酬も2分の1にするということで対応させていただきたいというものであります。これはあくまでも期日前投票の只見町役場の投票立会人に係るものでありまして、朝日・明和振興センターの立会は従前同様ということであります。これやはり時間、終了時間が3時間ほど早いということでなんとか対応いただけるという状況からのものであります。今般は投票立会人について、そういった理由から半分の規定を設けさせていただきたいものであります。あとあの、別表で区分の欄、投票立会人を、投票立会人、期日前投票立会人としていましたが、今、期日前投票もございますのでその辺を明文化させていただいたという改正であります。こういったことを設けさせていただきますが、あくまでも只見町役場の期日前投票所において一日間勤務いただく投票立会を排除するものではありませんで、可能性を広げて、より容易に選挙執行の立会にご協力をいただきたいという内容であります。そのほかに投票所においては投票管理者という職もございますが、この方につきましては投票管理者の職務代理者もいるということでありまして、これについては従前のとおり一日勤務をいただく想定をお願いをしたいという内容であります。今回、改正をいただきたい内容の概要説明をいたしました。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第54号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、議案第54号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げたいと思いますが、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、ご説明を申し上げます。

〔議長、その前にいいですか〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 資料配付ですけど、いつも感じるのですが、事前に資料配付していただくというわけにはいかないんですか。ともかく、これだけの資料配付されて、ただ読み上げて、それで理解しろというのはなかなか無理があると思うんですが、それはできないことですか。

○議長（齋藤邦夫君） まああの、9番議員に申し上げますけれども、それは資料を配付して、事前にいろいろと承知していただくという方法はないことはないと思いますけれども、今回につきましてはこのような手順においてやらせていただきますので、今後、その辺のことについては十分検討していきたいと思いますので、ひとつご了承をお願いしたいと思います。

それでは、町民生活課長、説明をお願いします。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、改めましてご説明を申し上げます。

概要でございますが、医療分につきましては所得割、均等割、平等割と税率を上げさせていただきますまして、後期高齢支援金分、介護保険給付金分につきましては、昨年と同様に据置きとさせていただきたいという内容でございます。これに至った背景や国保の現状等につきまして、保健福祉課長より説明を申し上げさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それではあの、A4版の横綴じの只見町国民健康保険事業の状況といった資料のほうをご覧をいただきたいと思います。

国保事業の現状等々についてまず説明をさせていただきます。この会計の今の状況でありますけれども、上のほうに五つの枠で記載してございますが、被保険者は減少していると。それに伴って国保の税収も減ってきていると。それから、その逆に軽減世帯は増えている。それから被保険者の高齢化が進んでいる。それに関連しますけれども一人当たりの医療費は、これは増えていると、そういったような状況がありまして、この会計の特徴としまして、医療費の支出状況に応じて変動するその歳出に見合った歳入を確保する必要があるために、それに見合ったその国保税の改定をしていくと、必要があると、そういったようなものでござ

います。

それから2ページにまいりまして、こちらはあの、町の人口と、それから国保に加入されている方の推移でございまして、表の平成27年度見込みでありますけれども、世帯数は減少しております。人口も減少しております。それと併せまして被保険者数も減少をしていると。構成比としましても減少しているということで、全体が減少する中でさらにその国保に加入する人も減ってきているというような状況が続いてきております。

それから3ページにまいりまして、こちらはあの、平成20年度から27年度までの被保険者数。それから医療費の額。一人当たりの医療費をまとめたものでございます。平成27年度予算の部分をご覧いただきたいと思いますが、この中で被保険者数は減少してきているというようなことでありまして、当初予算段階で国保税収入としては前年度よりも減るといったような見込を立てておりました。それから医療費の合計としましては3億9,607万7,000円ということで、総額としては減少するであろうという見通しをもっております。それからその隣の一人当たりの医療費であります。こちらは増額をするということで、全体は縮小の傾向であったとしても一人当たりは伸びるであろうと、そういう傾向になってございます。

それから4ページにまいりまして、保険財政の安定化を目指す制度として共同事業といったようなものがございまして、一つは高額療養費の共同安定化事業。こちらの状況でありますけれども、平成22年度から27年度でございますけれども、交付金、拠出金、その差引となっております。27年度の見込としては210万円の拠出超過という見通しであります。それからもう一つ、保険財政共同安定化事業の状況でありますけれども、平成27年度、こちらは交付拠出差引で交付超過の見通しとなっております。これ合わせまして、その右の四角で囲った表になりますけれども、合わせますと350万円の交付超過といった見通しが立っております。

それから、次、5ページにまいりまして、こちらは参考にご覧をいただきたいと思っておりますけれども、国民健康保険の朝日診療所の診療報酬の年度別状況でございます。25年度までの数字となっておりますけれども、入院・外来、それぞれ共に、全体的には減少傾向でございます。国保につきましても入院・外来共に減少傾向といったようなことで、加入者の減少に伴って総枠としては減少の傾向が続いていると、そういう状況でございます。

続いて、6ページにまいりまして、こちらは医療療養給付費の推移をそれぞれの分類ごと

に整理をしたグラフでございますけれども、四つ項目ございますけれども、ほぼ、どの項目についても、ほぼ横ばいから、微減、微妙に減少をしていると、そういったような全体的な傾向をご覧いただければと思っております。

それから7ページにまいりまして、国民健康保険の給付、この会計の財政状況を安定化させるために支払準備基金といったものを保有してございまして、その基金の状況の表になっております。左側のほうに平成24年から26年度の金額がございまして、それに対して、その3ヶ年の平均4億4,000万円。で、3ヶ年の平均の4分の1(A)という欄がございまして、この1億1,000万何がしの金額が、これが国保事業の中で保有すべき基金の額の基準となる額。このぐらゐの基金額は保有をして備えなさいよといった金額が1億1,000万円という状況でございます。それに対してまして実際の基金の状況はどうなっているかという部分であります。その下の枠の中でございますけれども、26年度に特定健診事業分、それから財源不足分、合わせまして1,993万5,943円の取り崩しを行っております。26年度末の保有残高。こちらが8,823万301円という状況でございます。保有すべき基金の目安、それに対しまして、2,192万円ほど少ないと、そういう状況になってございます。それから右下の郡内の状況でございますけれども、郡内でその基金保有がどの程度あるのかという状況でございます。只見町につきましては、一番右になりますが、一人当たりという換算にしますと7万6,324円ということで、桧枝岐村さんは突出して大きな金額になっておりますけれども、それ以外の2町と比べては基金保有としては比較的保有していると、そういう状況になってございます。

国保事業の現状につきましては以上のような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 今ほど、今回の国民健康保険税条例の改正をお願いするに至った経過につきまして、保健福祉課長がご説明を申し上げます。それに基づきまして税率等計算させていただきましたものについてご説明を申し上げます。

先ほどお渡しいたしました議案第54号資料、ナンバー2をご覧いただきたいと思っております。国保税条例の主な改正についてということで、税率等の変更になりますが、まず第3条の第1項につきましては医療給付費分の所得割になります。第4条については医療給付費分の均等割。第4条の2の第1号については同じく平等割になります。同じく第2号については特定世帯分。3号については特定継続世帯分ということになります。第5条につきましては後

期高齢者支援金分の所得割。第7条につきましては介護給付金分の所得割。第22条第1号につきましては7割軽減世帯。同じく第2号が5割軽減世帯。第3号については2割軽減世帯の変更内容について記載をさせていただいております。下の表につきましてはですが、医療分、支援金分、介護分の昨年度との対比を載せてございます。まず所得割についてですが、医療分につきましては7.1パーセントということで昨年度より0.59パーセントの増というふうになっております。支援金分につきましては1パーセントということで、昨年度対比で0.06パーセントの減。同じく介護分ですが2.37パーセントということで、0.1パーセントの減というふうになってございます。均等割、平等割につきましては支援金分、介護分とも据え置きさせていただきたいということで同額となっておりますが、医療分につきましてはですが、均等割について2万7,200円ということで800円の増。平等割につきましては2万1,000円ということで2,700円の増。平等割の特定世帯分につきましては1万500円ということで1,350円の増。平等割の特定継続世帯分については1万5,750円の2,025円の増というふうになってございます。その下になりますが、7割軽減世帯の均等割額の計算例としましては、均等割額の2万7,200円かける70パーセントで1万9,040円。平等割については2万1,000円かける70パーセントの1万4,700円。その特定世帯分については1万4,700円の50パーセントの7,350円。特定継続世帯分については1万4,700円かける、4分の1でございますので、75パーセントで1万1,025円というような計算によって金額が出てきております。5割軽減世帯と2割軽減世帯につきましても同様の計算によりましてそれぞれの税額が出てきておる状況でございます。

その裏のページをご覧いただきたいと思いますと思いますが、医療プラス支援金分ということで、保険税の按分率算出基礎表ということでお渡ししております。この中で左下の枠のところをご覧いただきたいと思いますと思うんですけども、医療プラス支援金分ですと、応能割の所得割については27年度、8.1パーセントということで前年度対比で0.53パーセントの増となっております。昨年につきましては1.08パーセントということでしたので、約半分の伸びとはなっております。続いて、応益割の均等割については3万1,200円ということで800円の増。こちらも昨年度は4,600円の増額でございました。で、平等割については2万3,500円ということで2,700円の増。同様に昨年度は3,600円の増額でした。一人当たりの課税額につきましては7万5,216円ということで3,750円の増。こち

らも昨年度は9, 542円の増ということです。一世帯当たりの課税額につきましては12万691円。5, 732円の増ということでございまして、こちらも昨年度は1万4, 511円でしたので、昨年度の伸びよりはだいぶ抑えておる状況になってございます。尚、応能割、応益割につきましては、概ね、5割になるように国の指針がございまして、それによって積算させていただきまして、右側の枠の中の割合については、応能割のほうについては49. 62パーセント、応益割については50. 37パーセントというような数字になってございます。

その次のページにつきましては、所得割の試算例ということでご提示させていただいております。まず例の1については、一般の世帯で、農業所得世帯で専従者なしということで、家族二人の場合の所得割が143万ある世帯の場合ですと、このような計算例になりまして、今年度は17万5, 000円というような計算になります。昨年度が16万4, 800円ですので1万200円の増というふうになります。こちらも昨年度の場合ですと2万3, 300円ということでしたので、昨年度よりは半分の伸びというような状況です。例2のほうですと7割軽減世帯で、家族二人の所得がゼロというような場合ですと、所得はゼロですのでそこはゼロとなりまして、均等割につきましては二人かける3万1, 200円。その70パーセントの軽減ということで1万8, 720円の税額になります。平等割につきましても同様に2万3, 500円の70パーセントを軽減しまして7, 050円で2万5, 700円の税額というふうになります。前年度の対比ですと1, 300円の増というような状況でございまして、こちらにつきましても昨年度は3, 800円の増ということでしたので、増額分については若干抑えてございます。例3につきましては家族二人の所得割額が57万5, 000円というような世帯の場合ですと、同様の計算でいきまして、均等割については軽減が50パーセントになりまして3万1, 200円。で、平等割も同様に1万1, 750円ということで5割軽減世帯ですと6万2, 700円の税額になります。昨年度対比で3, 400円。こちらも昨年度ですと8, 800円の増額でしたので約3分の1程度になってございます。例4につきましては2割軽減世帯で、同様の計算でいきますと税額で12万5, 400円。昨年度対比で7, 200円の増となっております。ここにつきましても昨年度は1万6, 900円という増額でございましたので、約5割程度の増に抑えられてございます。それから、その下の説明のところなんですけども、5割軽減世帯のところでは被保険者一人当たり26万ということで昨年よりも1万5, 000円ほど増額しております。同じく2割軽

減のところにつきましても一人当たり47万円をかけるところについては2万円を増額させていただいておりますので、それぞれ5割軽減、2割軽減がかかりやすくなっているというような状況でございますので、低所得者の軽減措置の拡大に繋がっているものと考えてございます。

以上、概要を説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 市町村に、国からですね、市町村に、低所得者対策として支援金が配付されたようですが、その配分というか金額、町にどれぐらいの金額が入っているのか教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） これ、どっちかな。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） すみません。時間を取りまして大変申し訳ございませんでした。

26年度の決算段階では1,800万ほどでございます。それに合わせまして27年度も同程度の金額を見込んでいるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） その26年の1,800万、同じ額が出てますが、そのお金はその今年度の、前年度もそうですが、その配分をして、この増に、ということになるんですね。あと基金はどれぐらい使われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 基金につきまして、先ほど資料のほうで説明をさせていただきましたけれども、保有すべき金額の目安1億1,000万円ほどに対しまして、26年度末での残高は8,800万円ほどということになっておりまして、保有目安を下回っている状況という状況であります。それに対して予算のほうでどう組んでいるかという部分でありますけれども、27年度当初予算段階で、国保税率改定前でありますので、財源不足分として2,000万円の繰入を見込んでおりました。で、今回、補正の予算案として提案をしておりますけれども、そちらのほうでは国保税率改定に伴いまして1,100万円ほど繰入を減額をするというような補正の予算を組んでいる状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 繰入金とかありますが、私はあの、一般財源から、を導入していったら、この金額の軽減できるんじゃないのかなと思いますが、私、前にも言いましたが、一般財源から繰入したりすると、基金もそうですが、国からペナルティがくるという話をしたことがあります。現在どうですか。そういう通達というか、そういうことはないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 一般会計から国保税以外の財源を繰入できないか、そういう場合どうなるのかという部分でありますけども、あくまでも法定外繰入ということでありまして、受益者以外の方の税金を投入をするという形になりますので、これに関しては、決して好ましくないという形になりますので、本来的ではないというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 3回目にします。

〔「いや、答えてもらってないので、国からのペナルティはどういうふう
に、通達がきているのか、きていないのかというのは…」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ペナルティね。

ペナルティはきているのか、いないのかということです。

○保健福祉課長（馬場一義君） 実際にそういうものあった際には、具体的にどの程度、というものはちょっと把握しておりませんが、只見町では実施しておりませんので、きておりません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 先ほどの課長からの説明で、昨年より減になっていると、金額的に減になっているから、という説明がありました。私は減になっているから良いというわけではないと思います。増税には変わりはないと思いますので、

○議長（齋藤邦夫君） 4番、ちょっと確認いたしますけれども、この討論は、原案に対して反対の討論

○4番（山岸フミ子君） 反対の討論で

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

○4番（山岸フミ子君） 増税には変わりません。私は前から主張しております、国保税金1万円引き下げということを主張しておりますので、その点から、私は、この4年、5年目になりますか、増税、増税ときておりますので、この増税に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありますか。

ありませんか。

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第54号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第55号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 説明の前に資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第55号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

只見町介護保険条例の一部を次のように改正する。第2条に次の1項を加える内容であります。第1号第1項に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万5,974円とするといった内容の改正でございます。

内容につきましては、今ほどお配りをしました資料のほうで説明をさせていただきます。

まず1ページ目でありますけども、改正前、改正後の表でございます。第2条に第2項を追加をするということでありまして、1号被保険者についての27から28年度までの保険料率を2万5,974円とするという改正追加を行うものでございます。

その根拠と申しますか、内容でございますけども、次のページをご覧くださいまして、介護保険法が改正になっておりまして、それに伴って町の条例も改正をするというものであります。1号被保険者の低所得者軽減強化といったものが法改正になっておりまして、その上の枠の中の①番、平成27年4月の部分であります。ここ2段階になっておりまして、第1段として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低いものを対象、大体65歳以上の約2割というふうに書いてございますが、こちらにつきまして、第1段階の基準額に対する割合を現行の0.5から0.45に改めるというものであります。これが平成27年・8年ということで法改正になっております。参考までに説明申し上げますと、その右のほうにまいりまして、平成29年4月からということでもありますけども、消費税が10パーセント引き上げになると。そういったことを踏まえてさらなる軽減強化がなされる見通しとなっております。

それから3枚目、3ページ目にまいりまして、こちらが只見町の保険料の額でございます。一番上の表が第1段階から第9段階までの、9段階の表になってございまして、改正前、

第1段階、2万8,860円の年額保険料であったものを、それを真ん中から下になりますが、平成27・8年度、この2ヶ年に関しましては基準額に対して45パーセントをかけた上で、2万5,974円ということで、今回その減額の改正を行わせていただきたいと、そういう内容でございます。それからその下の29年度以降については参考ということで、更なる強化がされた場合の保険料の金額を参考に資料配付をさせていただいております。

以上、議案第55号につきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第55号 只見町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第56号 只見町水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第56号 只見町水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

只見町水道条例の一部を次のように改正するものです。第2条の表只見統合簡易水道の項中、4,600を4,220に、2,840を2,690に改めるものでございます。この4,600、4,220は計画給水人口であります。これは人であります。項が違っておりますので単位は出てきておりません。2,840、2,690にするというものは、一日最大給水量、いわゆる立米、俗にいうトンでございます。これにつきましては、この改正前は平成22年、今現在行っております黒谷浄水場配水池の国庫補助事業の認可を受ける時に定めたものでございます。今般、その認可に、23年新潟・福島豪雨を受けまして、叶津、いわゆる中の平にある浄水施設。あと宮淵の浄水施設。それを改良すべく新規事業を導入いたします。それに伴いまして最新の、平成26年の最新のデータを使い、人口及び最大給水量を改めなければならないものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第56号 只見町水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するものでございます。一つ、契約の目的、只見統合簡易水道熊亀・小林施設連絡管布設工事（2工区）。二つ、契約の方法、指名競争入札。三つ、契約金額、1億519万2,000円。四つ、契約の相手方、南会津郡只見町大字大倉字前沢口146、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、南会津本社長、飯塚信でございます。

本件につきましては安定した給水を確保するものというものであります。従前、この熊亀の給水施設においては宿泊施設がございます。その繁忙期におきましては給水量の不足が表れまして、その施設は勿論ですけれども、周囲の集落につきましても、水圧低下等のご不便をおかけしておりました。それを解消すべく、本請負契約をお願いしております。尚、本件につきましては2工区ですが、1工区につきましては議決対象金額になっておりませんので、1工区も契約済みでございます。ルートとしましては大倉の旧トマト選果場。そこから国道を通りまして余名沢を水管橋で越しまして、旧町道敷き、斜めに上がっておるところがございます。そこから湯ら里の駐車場付近に管路を進めるというものでございます。全体延長としましては1,260メートルでございます。2工区、この件につきましては650メートルほどございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第57号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第58号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第58号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第58号 財産の取得についてを説明いたします。

次のとおり財産を取得するものでございます。一つ、名称・種類・数量、ロータリー除雪車1台でございます。二つ、契約の方法、随意契約。三つ、購入金額、3,769万2,000円。四つ、購入の相手方、福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地、会津自動車工業株式会社、代表取締役、四家邦博でございます。

本件につきましては、平成3年取得のロータリー除雪車が取得から24年が経過し、経年により故障や出力低下を招いておりますので、今般、更新をいたし、円滑な除雪体制を整えるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、大塚純一郎君。

- 9番（大塚純一郎君）（マイクなし 聴き取り不能）…ロータリー除雪車。これはどこのメーカーのものなのかお聞かせください。
- 議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。
- 環境整備課長（酒井恵治君） 新潟トランスです。
- 議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。
- 2番、藤田力君。
- 2番（藤田 力君） この後も随意契約ということが出てきますが、3,700万という高額なものなのに、どうして随意契約になったか、その経過をお聞かせください。
- 議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。
- 環境整備課長（酒井恵治君） 再入札におきまして、予定価格より0.4パーセントほど高い金額が示されておりますので、随意契約の協議をいたした結果、3,769万2,000円という随意契約の結果になっております。経緯としましては、金額の決定につきましては、前年度の見積もりも参考にいたしました。なかなか、どこにでもある機械というわけでもありませんので、他県の入札状況等々を勘案、聴取しまして勘案した結果、予定価格を作成し、若干それを上回っておりますので、随意契約ということで契約をいたしました。
- 議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。
- 3番（佐藤孝義君） 私も、ちょっとこの入札の方法。これ、58号と59号。それから60号と61号。これのロータリーの除雪車のこの性能というか、馬力というか、これ違うものなんですか。同じクラスのものなんですか。金額がそれぞれ違うものですから、そうであれば、同じ何トン級ということであれば、まとめて安いほうにということも考えられるんですけども、これ1台1台入札されているみたいですけども、これ、なんか条件とか、なんか性能的に違うものなんですかね。その辺を。
- 議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。
- 環境整備課長（酒井恵治君） ただ今、58号ですけども、61号まで説明してよろしいでしょうか。
- 議長（齋藤邦夫君） はい。関連して説明してください。
- 環境整備課長（酒井恵治君） まずロータリー除雪車につきましては、決定しておるのは、除雪幅は仕様書に2.6メートルと。出力は300馬力級ということになっております。58号・59号につきましては金額の差がございますが、これは運転手、いわゆる直営の運転

手、そして課内の除雪担当とも試乗会や、福島県が所有するこの機械に乗ったり、除雪をしたりしてまいりました。やはり、2台同じであればいいんですけども、やはりその一長一短がございます。というのは、操作性が良いけども、なかなか、そのエンジン出力とか、飛び方とか、いろいろあるとかってございますので、2台とも、ロータリーにつきましては、58号・59号、若干、メーカーが違うもの、いわゆるNRの302と306というような形式を指定しております。これを、ロータリー除雪車はこのほとんど2台、国内の生産は2台であります。あとは外国ものを買うしかないということでもありますので、今般、この2台を、言葉としては乗り比べて、どこが良いのか、どちらが良いのかという性能を試しまして、今後の購入に繋げていきたいというふうに思っております。60・61につきましては、これは排土板の違いでございます。一枚板と二枚板ということになっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

○3番（佐藤孝義君） 了解しました。理由聞きましたので、今後の購入に是非活かしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） この除雪機3台、ちょっと議案が超えてしまいましたが、3台導入というのは、4台導入というのは、現有車両、プラス何台になるか。それと、再三、除雪区域で問題になっておりますその除雪の難渋状況を改善できるかどうか。2点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 58号につきましては、24年経っておりますので、この更新対象車につきましては払い下げというようなことを考えております。払い下げで買う人がみつかるかどうかというのはちょっと、難しいところでございますが、何故24年使ったかといいますと、これはまあ、直営で使っている分でございますので、路線除雪を2回ほど、2回ほどというか、2クールほど行いまして、最後に町に、の直営に持ってきたものでございます。これにつきましては路線除雪には使えないというようなことでございます。あとの3台につきましては、状況を見ながら、昨日の一般質問にありましたように、エリアの増等

の目論見で取っておく分もございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今の課長の説明ですと、この58号のこのロータリー車、最終的に直営で使っていたやつを24年使った経年劣化で取り替えると。これは、今度の新車としてはその路線に入れるというふうに理解していいわけですか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） これにつきましては、直営で公共施設等の除雪に当らせます。直営、イコール直営ということです。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第58号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第59号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第59号 財産の取得について説明いたします。

次のとおり財産を取得するものでございます。一つ、名称・種類・数量、ロータリー除雪車1台でございます。二つ、契約の方法、随意契約。三つ、購入金額、3,634万2,000円。四、購入の相手方、福島県郡山市道場468番地の2、株式会社KCMJ郡山営業所、所長、武田公夫でございます。

本件につきましては、購入が平成10年でございます。取得より17年が経過しております、出力不足、故障等、頻繁に起こりますので、今般、更新をいたしまして除雪体制の拡充に努めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 言われるのかなと思ったら、この、まず、メーカー教えてください。

それから、この135万、先ほどの58号のロータリー車より安いわけですけども、この辺の、先ほど判断の話を聞きましたけども、どういうことなのか。そしてこのKCMJ郡山営業所の、ここから、今まで、かつて、購入したうえで、例えばアフターとか、そういう部分あると思うんですけども、その聞き慣れないとこなものですから、その辺の説明をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 本件は、58号と馬力等は同じでございますが、製作所、これは日本除雪機製作所でございます。随意契約でございますので、再入札との予定価格と差がありまして、随意契約によりましてこのような、随意契約協議によりましてこのような金額になったものでございます。KCMJの名称。そして、アフターはどうなのかということでございますが、これは旧川崎重工でございます。川重と言われていたもので、その機械事業部が独立しまして、販売・修理を行う会社でございます。ちょっと、発音に自信がありませんが、川崎コンストラクションジャパン、マシナリージャパンということになっておりますので、よろしく願いいたします。アフターにつきましては、旧来の川重がやっておりますので、これは大丈夫でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第59号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第60号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第60号 財産の取得についてを説明いたします。

次のとおり財産を取得するものでございます。一つ、名称・種類・数量、除雪ドーザ18トン級1台。契約の方法、指名競争入札。三つ、購入金額、1,939万2,480円。購入の相手方、福島県河沼郡会津坂下町大字宮古字村西26-1、ユニキャリア株式会社会津サービスセンター、センター長、生井義二でございます。

本件につきましては平成9年購入であります。購入より18年が経ちましたので、故障・出力不足等が生じておりますので、更新をいたしまして除雪体制の充実に努めていきたいというものでございます。ユニキャリアの名前につきましては、旧TCMと日産フォークリフトが2011年に合併しましてこのような名前になっております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） これは先ほどの説明であった排土板が一枚・二枚のどちらのタイプですか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） この除雪機械につきましては黒谷地区から黒谷入までの除雪機械でございます。これは繁用でございます。2枚です。狭くてなかなか大変なところもありますので、2枚排土板ということで旧来と同じもののタイプを更新をいたしたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第60号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第61号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第61号 財産の取得についてを説明いたします。

次のとおり財産を取得するものでございます。一つ、名称・種類・数量、除雪ドーザ18トン級1台。二つ、契約の方法、指名競争入札。三つ、購入金額、1,857万6,000円。四つ、購入の相手方、福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地、会津自動車工業株式会社、代表取締役、四家邦博でございます。

本除雪機械につきましては、平成9年購入でございます。18年が経っておりますので、今般、更新をいたし、除雪体制の充実に努めてまいりたいというふうに思います。配置場所につきましては、大倉から坂田の除雪区間を担っております。排土板につきましては1枚ものですが、サイドスライドアングリングブラウといいまして、サイドにスライドするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第61号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第62号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第11、議案第62号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

議案の説明については、総合政策課長以下、担当課長の議案説明を求めます。

○総合政策課長(渡部勇夫君) 議案第62号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,656万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ70億6,656万1,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正でございます。別表により説明いたします。

ページをめくっていただきまして、4ページをご覧ください。これが第2表の地方債補正でございます。起債の目的が過疎対策事業。左側が変更前、右側が変更後となっております。限度額が1億9,020万から2億3,040万円とするもので、その他につきましては変更はございません。また追加といたしまして全国防災事業ということで5,260万円をお願いするものでございます。

それでは、次に、ページ7ページから説明いたします。まず町税、固定資産税でございますが、624万5,000円の補正増となっておりますが、これは現年度課税分でございます。

それから分担金及び負担金の中の分担金。まちづくり事業費分担金ですが、集会施設の整備事業分担金で、黒谷入分が17万円。それから新町分が36万5,000円。加えて同じく新町分が保険給付分で176万3,000円というものでございまして、合計229万8,000円でございます。黒谷入が34世帯。新町が73世帯。ということで積算しております。

それから国庫支出金でございますが、これは民生費の国庫負担金でございます。

それから、次、国庫補助金は個人番号カード交付事業の補助金と、歳出で出てまいります学校施設関係。これ小学校の耐震化事業で、3分の1の補助率でございます。これが2,659万5,000円でございます。

次、8ページ、県支出金でございますが、まず民生費の県負担金。これも同じく低所得者保険料。

それから県補助金につきましては、総務、民生、農林水産業とございます。これはあの、振替等ございますが、電源立地関係で総務費の減分と地域創生の支援事業。それから老人福祉は包括ケアシステムの関係。農業はそれぞれ説明欄にございます事業によるものでございます。

基金繰入金につきましては4,530万円。内訳が説明欄のとおり教育施設と電源立地関係の交付金事業でございます。

9ページが繰越金。これはあの、町長から行政諸報告で申し上げました結果に基づきまして、今般、4,592万8,000円を補正をお願いするものでございます。

次、諸収入、過年度収入でございます。これは電気自動車の充電インフラ普及支援プロジェクト助成金が過年度収入となりましたので、今般補正をお願いすると。それからコミュニティの助成事業でございます。

町債は先ほどの地方債補正と関係してきますが、それぞれ総務債、教育債ということで、振興センター新築事業、小学校の体育館の耐震化委事業に充当するものでございます。

○総務課長(新國元久君) 続きまして、10ページをご覧をいただきたいと思います。歳出になります。

議会費であります。報酬の補正をお願いをしております。議員報酬7万6,000円ありますが、これは4月から広報広聴常任委員会が設置をされまして、委員長が選任をされました。つきましては、議員報酬と委員長報酬、差額を補正をさせていただきたいものであります。4月に遡及して支給という対応をさせていただきたいと思います。給料であります。定期人事異動に伴います所要の補正であります。職員手当のうち、議員手当、期末手当につきましては、先ほど申し上げました報酬に関しまして、期末手当にもこういった額の影響がございますので、増額の補正をお願いをしております。職員手当は定期人事異動に伴うもの等であります。共済費、同様であります。旅費であります。費用弁償、議員の費用弁償であります。これはすでに5月にもJR只見線関係で上京していただいて陳情活動を行っていただきました。今後ともこういった活動、想定をされてございますので、その分の費用弁償、増額をお願いをするものであります。普通旅費、そしてその次、13の委託料につきましても、それに伴います職員の旅費、バス等の借上料であります。すみません。バスの運転委託料であります。

続きまして、11ページであります。総務費の一般管理費であります。給料、職員手当、

共済費等につきましては職員の定期人事異動に伴うものであります。そのうちであります、宿日直手当80万7,000円ということで増額の補正をお願いをしております。これは以下の7の賃金、臨時雇職員賃金、13の委託料、庁舎夜間等管理委託料と関連がありますので一体で説明をさせていただきます。26年度までは業者さんに委託をいたしまして、委託料ということで庁舎の夜間管理お願いをしてございました。27年度からはそういった契約が更新できないということでありまして、縷々、対応いただける方、募集等行ってまいりましたが、なかなか見つからないということでありました。今現在、1名の方にはお願いをしております。その方に対しましての賃金。これが233万円予定をさせていただいております。併せまして、宿日直手当は出ますが、一般の方をお願いしております宿日直、宿直であります。これあの、半分の日数を想定しておりまして、残りは職員が対応するということで80万7,000円を職員手当としてお願いをしております。

以上です。

- 総合政策課長(渡部勇夫君) 続いてあの、総合政策費でございます。これは678万円の増となっております。職員が、先ほど総務課長申し上げました、人事異動に伴う人件費の増額でございます。それから12ページの補助金250万円、コミュニティ助成事業補助金。これ、先ほど歳入で申し上げました。これ全額でございます。これにつきましては、只見若衆会への補助金でございます。

それからユネスコエコパーク推進費79万7,000円でございますが、これは先ほど可決いただきました、ふるさと館田子倉に関する経常的な経費をお願いするものでございます。ブナセンター費は財源内訳の補正でございます。

- 只見振興センター長(梁取洋一君) 続きまして、只見振興センター費ですが、只見振興センター新築工事実施設計委託料として4,022万8,000円の増額をお願いしたいと思います。内訳としましては、元開発センターのあった場所のボーリング調査委託料として432万円。外構測量委託料として299万円ほど。実施設計委託料として3,291万8,000円ほどとなっております。

以上です。

- 総合政策課長(渡部勇夫君) 次、諸費でございますが、これ、電源立地地域対策交付金事業へ積立をするという当初の予算でございましたが、これを減額して振り替えるものでございます。

○町民生活課長（馬場博美君）　続きまして、総務費の徴税費。徴税総務費になります。2の給料、職員手当、共済費につきましては職員の人事異動に伴うものでございます。

次ページ、14ページでございますが、戸籍住民基本台帳費になります。2の給料から共済費までについては職員の人事異動に伴うものでございます。19の負担金、補助及び交付金につきましては、個人番号カード関連事務委託交付金ということで165万7,000円をお願いしてございます。先ほどの歳入のほうで総合政策課長のほうで申し上げましたとおり、国庫補助金として10分の10の補助での事業となります。委託先としましては、地方公共団体情報システム機構というところに委託となります。この機構については、番号制度の導入という国の大きな改革の中で地方公共団体が共同して運営する組織として26年の4月1日に設立された団体となります。で、その中で地方公共団体の今回のマイナンバー関係の執務に係する事務を地方公共団体に代わって行っていただく内容となっております。

以上です。

○総務課長（新國元久君）　14ページ下段の総務費、項の5統計調査費であります。目の1番、統計調査総務費であります。給料から職員手当、共済費まで職員の定期人事異動に伴います所要の補正でありますのでよろしくお願いをいたします。

○保健福祉課長（馬場一義君）　続きまして、15ページの中段以降、民生費でございます。社会福祉総務費につきましては、給料、手当、共済費につきましては定期人事異動に伴うものであります。補助金300万円につきましては除雪支援保険事業の除雪機整備補助金。こちら2台分の増額をお願いするものでございます。

それから老人福祉費でありますけども、報償費、旅費、需用費。それから次のページにまいりまして役務費、委託料、使用料ということで、各費目に予算のほうを増額をお願いしておりますが、こちらは介護予防教室、それからサロン活動、そういった際に、高齢者の方に介護予防のために町独自の体操を制作をして、その普及活動を図ってまいりたいということで、町のご当地キャラであるブナりんの歌に合わせた予防体操を制作をして普及を図ってまいりたいと、そういう内容でございます。それから補助金。高齢者の社会参加促進モデル事業補助金100万円でございますが、こちらは高齢者の社会参加を促進をするということで、シルバー人材センターの立ち上げを検討したいということで増額をお願いしてございます。

それから障がい者福祉費でございますが、委託料として地域活動支援センター運営委託料ということで、町内の方が町外の施設を利用される分について、既定に従いまして町からの

委託料を支払うというものでございます。

それから在宅介護支援センター費であります。こちらは職員の定期人事異動に伴うものでございます。

それから介護保険費、繰出金であります。先ほどの条例改正もございましたが、そちらに伴いまして低所得者分の保険料の軽減分の財源を繰出すものでございます。

それから次のページ、17ページにまいりまして、只見保育所費であります。給料、手当、共済費については人事異動に伴うものでございます。賃金につきましては臨時雇職員賃金、一人の増額をお願いをしたいというものでございます。これ3保育所共通で、そういったような傾向になっておりますけれども、新しい子ども・子育て支援制度に伴いまして、保育時間が変わったような影響もありまして、そういった体制の確立を図ってまいりたいというものであります。それから雑役人夫賃金9万円ということで、こちらは保育所のマイマイガ関係の対策のために賃金を増額をお願いしてございます。

それから朝日保育所費。こちら給料、手当、共済費につきましては人事異動に伴うものでございます。次のページ、18ページにまいりまして賃金であります。臨時雇職員賃金として2名分410万円ほどお願いしてございます。それからマイマイガ対策として雑役賃金をお願いしてございます。

明和保育所費であります。給料、手当、共済費については人事異動に伴うものでございます。賃金としまして臨時雇職員賃金1名分と、それから雑役賃金を9万円お願いしてございます。需用費の修繕料として雪害によりまして砂場の屋根が破損したということで修繕料の増額をお願いしております。

それから衛生費にまいりまして、保健衛生総務費であります。給料、手当、共済費。いずれも定期人事異動に伴う増減でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 中段の環境衛生費から説明をいたします。給料、職員手当、共済費につきましては人事異動に伴います人件費の補正でございます。備品購入費につきましては消毒器の、これ煙霧器の補正をお願いしております。あと補助金につきましては只見原地区のゴミステーションの補助金をお願いしております。よろしく申し上げます。

○農林振興課長（星 一君） 農林水産業費に入りますが、資料の配付の許可をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○農林振興課長（星 一君） 今配付しました、させていただきます二つの資料、議案第6
2号資料ということで記載がありません。大変申し訳ございません。

20ページ入りまして、農林水産業費、農業費、2目の農業総務費でありますけれども、
給料、職員手当、共済費につきましては人事異動に伴う増減補正であります。

3目の農業振興費であります。負担金、補助及び交付金でございますが、補助金、元気な
産地づくり整備事業補助金というものでございますが、223万の減ということでございま
す。こちらにつきましては県の補助事業の再編に伴いまして、従来4割補助であったもの
につきまして3分の1になったということで、別の事業に取り組んだ方が県補助を有利に受け
られるということで違う補助に変更させていただいたものであります。内容につきましては
花卉組合に対する補助事業でございますが、リンドウ苗の購入補助であります。資料の中で
申しますと、只見町農業振興事業補助金交付要領、3枚になっております補助交付要綱の一
番後ろに別表がございまして、その一番上段のリンドウの購入補助ということになり
まして、10分の7以内ということになります。こちら県補助の率が低いということで今
回減額をさせていただきます。で、その一段飛ばさせていただきます、水田活用型園芸
産地緊急育成事業補助金。こちらが県補助4割ということで、こちらの県補助を利用して町
の上乗せの7割補助を実施させていただいて156万8,000円を増額させていただきます
おります。その上の水稻生産意欲向上支援緊急対策事業補助金でありますけれども、こちら
につきましてはお配りしました資料の一枚の資料をご覧をいただきたいと思っております。こちら
平成27年度の水稲生産意欲向上支援対策事業補助金交付要領ということで、振興事業補助
金交付要綱に基づきまして要領を定めるというようなものでございます。内容につきましては
26年産米の大幅な米価下落により著しく低下した農家の生産意欲の向上を図るため、県
の緊急対策事業と併せまして水稻優良種子を町内農業者に販売する事業者等に対し補助を行
おうというようなものでございます。補助対象となります水稻優良種子でございますが、そ
の資料の中の別表1に記載のある種でございます。こちらの種につきましては只見町で栽培
されております種全てが該当ということであります。また補助額につきましては記載のとおり
、種子購入費助成ということで1キログラム当たり300円の定額で補助するというよう
な内容でございます。で、こちら、県の事業の上乗せ助成的な事業として組み立ててござい
まして、県におきましては優良種子について、種代1キログラム当たり基準単価を450円
ということで定めておりまして、その3分の1相当の定額150円を助成するという枠組み

に県補助はなっております。で、只見町におきましてはその仕組みを利用させていただきまして、優良の種1キログラムあたり基準単価450円の3分の2相当額ということで300円を定額で町内の農業者に販売する事業者、町内ですと2業者がおりますけれども、そちらのほうに助成をするというような枠組みでございます。最終的に恩恵を受ける農業者の10アールあたり助成額ということでございますけれども、JAの育苗センターの種の使用する量を基準に計算をさせていただきますと、こしひかりの作付者につきましては県補助が360円、町補助が720円ということで、10アールあたり1,080円、合計でなる見込みでございます。また、ひとめぼれ作付者につきましては県432円、町792円ということで1,296円となる見込みでございます。尚、この補助対象事業者につきましては農家への種子及び苗代の請求の際に県の補助額、町の補助額を明記したうえで補助金額を差し引いた金額を農家に請求をするというような仕組みを考えてございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、山村振興費でございますが、補正額270万円。

これにつきましては交流施設特別会計への繰出しをし、事業費に充てるものでございます。

○農林振興課長（星 一君） 農地費に入りまして、負担金、補助及び交付金でございます。

農業施設整備事業集落補助金であります。こちら災害の未然防止であったり、農業水路の改良等々に集落が取り組むということで4集落分の補助を予定しております。232万2,000円でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、繰出金でございますが、集落排水事業特別会計への繰出金でございます。これは管路の新規敷設分でございます。

○農林振興課長（星 一君） 農林水産業費、林業総務費に入りまして、2給料、共済費につきましては人事異動に伴う補正でございます。17の公有財産購入費でございますけれども、こちらは梁取のたっこ平等の観光造林でございますけれども、こちら立木持ち分、国分の2分の1の持ち分を今回町が買収いたしまして、今後、利用間伐等を行いながら、周辺の環境の維持に努めようというようなものでございます。大曾根湿原の近くにあるものでございます。

林道費に入りまして、節、給料、職員手当、共済費につきましては人事異動に伴う補正でございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 22ページ、商工費を説明申し上げます。1目の商工総務費であります。職員人件費に係る補正でございます。60万の減額でございます。

観光費でございますが、19の負担金、補助金でございますが、補助金に60万円をお願い

いしてございます。これは水の郷うまいもんまつり、一昨年から実施をしておりますが、これ、緊急雇用対策での事業での実施をしております、今年もそれを予定しておりましたが、緊急雇用対策事業の予算が20パーセント減らされた、減額になったというようなことで、同規模の実施が困難であるというようなことで、商工会から追加の補助金の申請がございました。よって、手当をして当初の130万円の補助金と合わせて190万円として実行委員会、商工会へ交付金を補助するものでございます。

続きまして、観光施設費であります、103万3,000円をお願いしてございます。内訳としましては役務費で手数料。これはあの、公衆トイレの浄化槽の清掃手数料ですが、これにつきましては民間委託に変えましての内容変更により増額でございます。13の委託料につきましては草刈り業務の委託料ということで71万5,000円をお願いしてございます。これは只見湖、萬代橋周辺の施設の管理に充てるものでございます。よろしくお願いたします。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、土木総務費でございます。給料、職員手当、そして23ページ、共済費続きますが、人事異動に伴う人件費の補正をお願いしております。使用料及び賃借料につきましては、積算システムの1回線の増をお願いしております。道路維持費につきましては工事請負費、雪消え後、当初予想より相当、道路、路面、道路構造物等傷んでおりますので補正をお願いしたいと思います。一番、最も大きいのは舗装の打ち替えを7,000平米ほど予定しております。あと道路構造物の安全施設等でございます。

道路新設改良費につきましても、人件費に伴う補正をお願いしております。測量設計委託につきましては館ノ川の1路線の用地測量をお願いしております。24ページにつきまして、道路改良工事につきましては、明和小学校線の2号線の道路側溝の敷設を予定しております。公有財産購入費につきましては先ほどの館ノ川3号線分。そしてあとは八木沢の五礼滝沢線の関係。あと立木補償もその関連でございます。

集会施設の整備費につきましては、雪消え後の損傷につきまして、黒谷入、新町の集会施設の屋根等の修繕をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、消防費、非常備消防総務費になります。24ページからの給料、職員手当、25ページの上段の共済費に関しましては職員の人事異動によるものでございます。

○教育次長（増田 功君） 25ページ、教育費の事務局費でございますが、人事異動の確定

によるものでございます。

続いて26ページ、小学校費の学校管理費。1についてもやはり人員の確定によるものでございます。12の役務費、廃棄物処理手数料でございますが、こちら雪害によります只見小学校の丸車庫の処理手数料でございます。15工事請負費につきましては国の交付金による3小学校の体育館の耐震工事によるものです。教育振興費につきましては人員の確定によるものでございます。

続いて、中学校費の学校管理費及び教育振興費につきましては人員の確定によるものでございます。

続いて27ページ、社会教育費の文化財保護費でございますが、これは生涯学習の講座の増分でございます。11の需用費の修繕料ですけれども、雪害によります旧朝日公民館屋根の修繕のための増額でございます。

続いて保健体育費の体育施設費でございますが、賃金につきましては町民プールの管理費になるんですが、当初、委託料で、13の委託料で計上しておりましたが、プールの監視業務につきまして、警備業法の適用ということになりまして、受ける業者が見つからなかったことによりまして直営によるプール、町民プールの管理をするものによる増減でございます。続きまして需用費ですが、こちらのほう修繕料ですが、雪害によりますつつじヶ丘広場トイレの屋根の修繕料及び町下体育館のトイレの修繕。こちらのほう、敬老会でも使っておりますので洋式化のための工事費、修繕になります。90万以上を想定しております。続いて、16の原材料費でございますが、こちらのほう、町下野球場の内野の土の補修用の維持、補修材料13万円でございます。

以上です。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 28ページ、以上の予算を編成しまして、一般財源の残額887万8,000円を予備費にもってまいりました。

○総務課長（新國元久君） 29ページであります。本補正予算に係る給与費明細書でありますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、昼食のため、暫時、休議をいたします。

午後の会議は1時15分にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 1時15分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

これから平成27年度只見町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 何点かお尋ねをいたします。

まず16ページであります。民生費。介護予防体操制作委託料。これは健康づくりの一環ということだろうと思いますが、これを作成された後の活用等々、活かし方についてのお考えをお伺いしたいと思います。これ1点。

で、その前にですね、12ページ。すみません。只見振興センター費ですか。委託料、新築工事の実施設計委託料ございます。これにつきましては町民要望としていろいろな話が今、陳情が出ておるわけでありましたが、その後ですね、話がある程度まとまってきているのか。その辺のお話をちょっとお尋ねをいたします。

それと13ページの諸費、積立金、電源立地交付金の積立金。これ1,000万マイナスということで、内容をお尋ねいたします。

それとですね、20ページ。20ページの農林振興費。水稻の生産意欲向上の補助金ございます。これまあ、たぶん新規だろうと思いますが、これに限ったことではございませんけれども、こういった新規の補助金を作られる際に、補助金適正化委員会等での審査を経たうえで、こういった予算計上がなされているのか、その辺をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センターの建設に対してのご質問に対して回答差し上げます。平成27年の3月30日に第4回の只見振興センター建設検討委員会を開催しました。この折に、元只見総合開発センター跡地に新築することに決定、委員会として決定しております。平屋と二階建てのメリット等を検討しまして二階建てにしようということで検討をしております。その後2回ほど検討委員会を実施しまして現在に至っております。尚、6月2日付で、委員長名で町長宛に中間答申書ということで提出しておりますが、

陳情書といたしましては只見振興センター建設反対。もう一つはホール面積を300平米以上にし、その設備内容を従来の集会施設より充実したもので建設していただきたいという陳情書が上がっていると思いますが、この2件に対して委員会としては次のとおり報告しております。只見振興センターについては、旧只見総合開発センター跡地に新築することとする。2番目として、建設規模については可能な限りコンパクトな施設として建築面積は基本構想に基づき1,250平米とし、ホール面積についても基本構想のとおり200平米以下とするということで中間答申書を提出しております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それではあの、16ページになりますか、民生費の介護予防体操制作委託料。これの今後の考え方についてでありますけども、これにつきましては、国の介護保険制度の改正もございまして、市町村において今後3年以内に、その介護予防のための日常生活総合支援事業といったものを実施をしていくというようなことがございまして、その一環としまして、只見町としましては介護予防活動のために、その各集落等でのサロン活動の充実拡大を図ってまいりたい、こういう考えを持っております。すでにあの実施されている集落もございしますが、まだ、まだまだ、やっておられない、そういう集落たくさんございますので、そういったそのサロン活動を広げていくにあたりまして、実際集まって、こういった活動をしていいのかわからないといったようなこともあるというふうに伺っておりますので、町内の方が、同じその、町としての介護予防体操といったもの、これ、制作をしまして、座ってやるタイプと、それから立ってやるタイプ、お年寄りの方の状態に合わせたものをつくっていただきまして、すでにできておりますブナりんのブナりんソングに合わせたものとして、町独自の介護予防活動ということで、町内各所に普及拡大を図ってまいりたいと、そういった活動を通じて健康な高齢者の方を、健康寿命を延ばしていただきたいと、そういう考えであります。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ページ8ページをご覧ください。電源立地地域対策費補助金の関係でございます。最初は諸費で積立をしたいという当初予算で1,066万2,000円、当初予算で可決いただきました。その後、県の内示額の変更がありまして、若干減ってしまいました。また、様々な事業もございまして、今回1,066万2,000円を総務

費のほうからは減らすということで三角が付いている。その下に農業費補助金とあります。その中の3段目、電源立地地域対策費事業補助金900万円ということで、差引160万くらい減ったこととなりますが、1,066万2,000円総務費を落として、農業費で900万を電源立地いただきますという、これは歳入の予算です。そして、これが、20ページご覧ください。どこに行くかという、さっきの落とす方の説明はさっきしましたけど、900万の分どこに行くんだということですが、これ一番下の農地費でございます。農地費。そのこの特定財源というところに国県支出金とあります。900万。ここにぶつかります。これはどこに行くかという、繰出金で集落排水の繰出金1,280万のうちの900万ということで農集排の敷設整備にまわるお金だということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 水稻生産意欲向上支援緊急対策事業補助金の関係でございますけれども、この事業につきましては、町長が3月会議において実施を表明された事業でございます。で、ご質問あった件でございますけれども、補助金適正化委員会にかけているかどうかということでございますが、現在その組織、委員会ございませんで、今回この事業を立案する際にですね、庁議の中で十分な協議をもって提案をさせていただきたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 16ページの民生費の負担金、補助金及び交付金100万円のことでございます。高齢者の社会参加促進モデル事業補助金ということで、先ほどあの、課長の説明ございました。まあシルバー人材センター的なものを立ち上げたいというお話でございました。私はこうした、高齢化の時代とはいえ、働く意欲の持った高齢化も町内にはたくさんいらっしゃいます。そうした人たちが、なんていいますか、やりがいというか、持てる。そして、まあ、片方では、やはり、農業はじめ、いろんな業種で、そうした人手不足というのが多く見受けられます。おしらせばんを見ても、随分長期間募集されているところも見受けられます。そんなことから言って、是非このシルバー人材銀行の、センターですか、立ち上げに期待しているんですが、どういう団体にこの補助金は出される予定なのか。今のところもし何か、方向が決まっているものがあったら教えてください。いずれ私はこのシルバー人材センターの立ち上げに大きな期待を寄せております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 16 ページの高齢者の社会参加促進モデル補助金でありますけども、高齢者の方が働くことを通じて生きがいを感じていただきたいということと、それを通じて健康維持していただきたいということで、おっしゃったようにシルバー人材センターといったようなものを立ち上げを検討してまいりたいということで考えておきまして、県内59市町村ありますうち、そういったものがない団体は8団体ということで、その中の一つが只見町ということになっておきまして、ほかの事例等見ますと、社会福祉協議会、そちらを母体事務局として運営をされている事例がたくさんございますので、それを、それに倣ってといいますか、その只見町の社会福祉協議会のほうにその立ち上げの取り組みをしていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 社会福祉協議会を予定されているということです。平成10年頃ですか、只見町でもこのシルバー人材センターの立ち上げを町主導で企画されたことがございます。私はその時、湯ら里に勤務させてもらってたんですが、やはり民間の考え方と役場の考え方が、随分こう、相違してまして、私も立ち上げにはできるだけ協力しようというふうに思ったんですが、協力できないうちに計画がぼしょってしまったということがございました。是非あの、社会福祉協議会を母体として、今、町内におけるそういった問題点をいろいろクリアできるように、是非、課長あの、頑張ってくださいというふうに思います。以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） この事業に関しましては、以前、たしかに町の中でもそういった動きがあったということは存じ上げております。今回、社会福祉協議会を通じてなんとかそういった取り組みを、町も一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。その中で、その実現に向けては、行政なり、その社会福祉協議会のみでどうにかなるものではなく、やはりあの、地域の皆様に参画をしていただけないことにはどうしようもないということがありますので、是非とも皆様方にも参画をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今の件、私も質問しようと思ったら、2番議員に先越されたんで、まあ、内容的にはある程度わかりました。このシルバー人材センターの立ち上げということで、これ、私、何年か前、一般質問等でもやらせていただいたことあって、その時、町長は考えていないということでした。その時点では。今回まあ、59、福島県の中で8団体だけ、その8の中に只見町も入る。やっと動き出すのかなと思ったんですけど、ただ、今までの課長の説明の中で、今の町の状態で心配なのは、この立ち上げの検討、それもまた下請け、社会福祉協議会に丸投げのような形に入る。それに住民も、我々議会も参画してもらいたいというような話でしたけども、もうちょっとその、グランドデザインちゃんと描いてさ、町当局でそれを描いていただいたうえでやらないと、社会福祉協議会、急にポンと100万やるから考えてくれと言われても、それを考える、例えば社会福祉協議会の中に、そういう、その能力というか、そういう人材がはたしてどうなのかなという心配もありますし、ともかく、今後のそのしっかりとした町の方針といいますか、進め方。それから、それをいつまでにやるのかというタイムスケジュールをちゃんと示していただかないと、言葉だけの遊びに終わっちゃうのかなというふうに危惧しております。その辺のところ、今後の考え方を課長からもう一度お聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今後の進め方というところでありまして、社会福祉協議会さんのほうに全てお任せという形というよりは、共に知恵を絞っていくというようなことは考えておまして、具体的にどのように進めていくかというようなこともございますので、県の、福島にございますシルバー人材センターの連合会、県のその束ねる組織でありますけども、そちらのほうに、そういったその、手順なり、こういったような方法、どういうことを検討していったらいいのかといったようなことをご指導いただけるように、まあ連絡は取ってございます。それからあと、今年4月に湯川村で新たに立ち上がったというようなことで情報もいただいておりますので、比較的近い場所にもございますので、そういったその事例を参考にさせていただきながら、今後のその、只見町においての団体体制づくりについて進めてまいりたいと、そのように考えております。時期的なものにつきましては、今年度の補正予算として、今回、予算措置になりましたらば、実際その、事務的に進める分としてはなんとか年度内というふうに考えてございますけども、その参画される方々との協議の中で若干その時期については変動する可能性もあるかなというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 17ページから18ページにかけての3保育所ですね、雑役人夫賃金ということで先ほどの説明でマイマイガ対策費ということでしたが、どのような対策をされるのか。今一番ひどい状況のようですが、学校等はそのほか3小学校あるわけですが、そういうところは問題ないのかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 3保育所での雑役人夫賃金によるマイマイガの対策ということでありますけども、昨年もその除去等の作業はしてきたところではあったんですが、またさらにその、ご存じのように、毛虫の状態になって後から後から出てくるというような状況もありまして、特にその皮膚の弱い小さい子供達がいる施設になりますので、そういったその、毛虫になったものを高圧洗浄機等で全て洗い流して集めて廃棄をします。それから近くの庭木の枝等にもありますので、そういったところの除去もしていくと、そういうような対策を考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 学校のことは。

○議長（齋藤邦夫君） 学校。

教育次長。

○教育次長（増田 功君） 学校ですが、4月から5月、まあ、これまでですね、教育委員会の職員や、あとあの、振興センター等に協力いただいて除去しておりますが、なかなか、運動会前ということもありましたので、運動会前に集中して行いました。で、対応できない分については、今後また検討しなくちゃならないのかなというふうに思っております。できるだけ既定の予算内で対応して、足りない分については保育所同様、後ほど補正するような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） この、まあ補正予算、これから使うわけでしょうが、もう、すぐサナギになる時期を迎えていると思います。ですからあの、なるべく一日も早い対応をしていただきたいと思います。学校についてもやはり同じことが言えると思います。蛾になってから

では駆除も大変だと思うんで、是非とも早い対策をしていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） おっしゃるとおりでございます。どんどんその、幼虫からサナギになって、成虫になって、卵になってというようなことで、今回考えておりますのは、途中段階で一旦、その毛虫段階で一旦駆除をして、それでも後からまたうじゃうじゃ出てくると思いますので、秋、卵塊になった段階でもう一度その駆除をするような形で今回の金額は積算をさせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 今、毛虫の段階ですけども、毛虫で小さいうちは薬も効いておりましたが、大きくなりましてなかなか薬が効かなくなっている。で、農薬であるので、農薬の基準もあるというところで、なかなか厳しい状況になっております。今後、蛾になって飛ぶようになると思いますけども、その時の対策、そして、今、保健福祉課長が言いましたとおり、その後、またあの卵塊になった時の対策。それらを取っていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） また後追いなんですけど、マイマイガ対策で、実はこの前の総務委員会の席上で、各課長出ていただいた、7課のうち5課長が出ていただいたわけですが、ここで我々の委員会の総意として、このマイマイガに対する対策はそういう各課、各々の自分の分だけの対応だけではなかなか追いつかないよと。そういう中で、やはりあの、役場、行政が一体となった対応をしなければならないということで、普通、豪雨対策、豪雪対策本部、立ち上げてやってきましたが、それと同じような危機感を持って、その町でマイマイガ駆除対策本部みたいのを立ち上げてやるべきですよと、やってくださいというふうに委員会では委員会の総意として申し上げましたが、あれはどのようになったのかご報告下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 対策本部という形にはなっておりませんが、それぞれ各課連携して、それぞれの持ち分だけということではなくて、庁議というものを通して、自分のそれぞれの各課関連する施設及び状況等を十分な情報交換をさせていただいたうえで、そして取るべき有効的な手段は何かといったようなことを話し合いながら、取るべき必要なことは取っていくというその確認をさせていただきながら、取り組んでいくということで一致しており

ます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今、町長言われた体制でやるということでしょうが、それでは一つお聞きします。今現在で、例えば農作物に対する被害状況等はどういうふうに把握しておられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） マイマイガの農作物への被害というご質問でございます。現段階では、まず自家用野菜について相当付いてきているということで、当初はあの、農薬等々で防除されている格好で防除をされているというようなことでありましたけれども、どんどん大きくなってなかなか効かないという状況ございました。併せてですね、水稻につきましては、全ての水田ということではございませんが、特定、特定というんでしょうかね、水路の一番最初の、山おっつきのところへマイマイガが木から風で吹いて落ちてくるというようなことが、今週ぐらいから普及センターのほうに相当情報が入ってきているというふうに聞いております。面積的にはちょっと把握はしてございませんが、その対策につきましては現在もう相当大きくなっているということで、農薬等々ではもう既に難しいという状況になっておまして、今あの、いくつかあの、ございますけれども、農家さんご自身で入られて取っているような状況もございます。で、普及センターのほうでは、農薬等はもう効かないということで、ここまできるとまあ、ご自身でとりあえず取る対策をするか、もしくはここまできるとサナギになるまで待っていただいて、そこからの防除策を考えようというようなことで、今、JA、普及センター、町のほうで情報共有しながら対策を講じようということを考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） だから最初から言ってるんです。対策を講じよと。なんか被害が出たり影響が出たら、後追いでやるではなくて、早め早めの対応をするために対策本部を立ち上げて、準備をして、そしてそういう内容を町民に、農家の方もそうですが、そういう人に情報を流して、そしてとにかく我々も一緒になって考えてやっていますよと、そういう中で頑張ってくださいというような姿勢を示すのがやはり対策本部の立ち上げとか、そういうものだと思います。各課がやって、あとは、今の話だと、町としてはもうどうしようもない、農薬も効かないしどうしようもないけども、あとは各自がやっている。その後何か出たら考

えましよう。そういう姿勢でいいのかなという気がして質問しております。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ先ほど申し上げたとおりであります。たしかにあの、事後対策的な時間の経過はあったということも認識しておりますが、本部、立てようと、立てまいと、我々、さっき言ったような姿勢でやっているということはまあ、同じ共通の認識で、その姿勢で取り組んでいるわけですけれども、実効的ななかなか、広範囲にわたった今回の事案に対して、実効性のある対策・対応がなかなか難しい面もあったということでございます。したがって、今般の段階というもの、状況というものを踏まえて、また今後予測されるマイマイガの成長段階に応じた取るべき対応というものを、いろんな専門機関等々と情報交換をしながら取れるべき対応を取っていくという形で取り組まさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 20ページの水田生産意欲向上支援緊急対策事業補助金についてお伺いします。3回しか質問する機会ないものですから、ひとつ箇条にてお伺いします。今、資料として配付にはった只見町農業振興事業補助金交付要綱。これと平成27年度生産意欲向上支援対策事業交付要綱。これはどこに、どう関係づけられておられるのかと。それと、農業振興対策事業支援金交付要綱なるものは、ここの、私が手元に持っております平成23年4月1日、訓令第3号として只見町農業振興事業補助金交付要綱というものがありますが、これと同じものなのか。まずこれ1点をお伺いしたい。

それからこの当該事業の財源内訳、315万の財源はどうなっておるのかということ。これあの、補助金・交付金、いわゆる財政・財源に関する所管の担当委員会というのは総務委員会でありまして、欠席した時かどうかわかりませんが、総務委員会の中でこの補助金についての説明がなかったので、少し詳しく説明していただきたいなというふうに思うわけです。

それからあの、この補助金が、もし、町単独事業であって、新規の補助金であれば、従来の行政改革、財政改革の考え方を踏襲しているはずでございますから、これは、この補助金の適否について補助金適正化委員会というものがなければ、庁議の中で検討したとされますから、庁議というのは大変大きな会議でありますので、その中でこの適否の検討をされた適

否の理由をお伺いしたい。

それから、これは、当該補助金はいつまで続けられるのか。

とりあえず、1回目の質問としてこれだけお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農業振興課長。

○農林振興課長（星 一君） まずは交付要綱と交付要領の関係のご質問であろうかと思えます。まずあの、農業振興補助金交付要綱の別表でございますが、一番裏ですね、すみません、資料、お渡しした資料の要綱の一番後ろの、その他町長が特に必要と認める事業というものに該当させていただいて、補助金交付要領、こちらまだ案の段階でございますが、そちらに結び付けて実施をしたいというような内容でございます。

それと、お持ちの要綱と配付した要綱のものの違いでございますけれども、24年の4月1日に改正をさせていただいております。主な改正の内容につきましては基本的には文面については、県の農業振興事業補助金交付要綱に基づいて直しております、全文改正をさせていただいております。

〔「同じものだよな」と呼ぶ者あり〕

○農林振興課長（星 一君） はい。改正した内容ですけれども、別表で、大きく変えて2点、大きくといますか、2点変更させていただいているのは、国及び県の農業振興補助金の、失礼しました、その資料の別表の、別表1の左側、国及び県の農業振興事業補助金の中ですね、対象作物による制限はなしというところでございます。定額補助の場合というような欄でございますけれども、こちらですね、この頃国が緊急的に補助事業を実施をしてくるというようなことが多くございまして、そういった中で町の補助金が、その上乘せ補助的なものが多いということで、基本的には定額の場合、それ以上の国または県が補助、定額で助成制度作った場合に、その金額以上の助成はしないと。結局、町のいわゆる上乘せが非常に大きくなるということで、その部分を加えたのが一つ。もう一つはですね、一番下の担い手育成事業であります。こちらあの、従来、3年以上の利用権設定による農地集積をした場合、当初の契約年に10アールあたり5,000円の交付ということでございましたけれども、昨年度から農地中間管理事業というようなものが国で示されまして、いわゆる貸し手と借り手を結びつける中間管理機構というものに結び付けた契約をすると交付金等々が出るというような制度ができました。その制度の中では10年以上の契約ということになりまして、今後10年以上の契約がどんどん増えていきますと、3年の契約の方が、10年の契約の方が

契約年で、1年目で5,000円をいただくと、長い契約の方が不利益を被るというようなことで、3年以上の契約について年額2,000円ということで改正をしたというのが今回の改正している内容でございます。

財源内訳ですか。財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

あと総務委員会への、単独事業であった場合、総務委員会の所管で説明をすべきではないかというお話だったかと思えます。6月にあの、別の、官行造林の立木持分の購入事業につきましては総務委員会のほうでご説明をさせていただきました。私の勘違いといいますか、あれで、総務委員会所管については、基本的にあの、農林振興分野につきましては、経済文教常任委員会が所管であるという認識を持っておりまして、ただ今回あの、立木持分の購入につきましては財産購入ということで総務委員会のほうにご説明をさせていただきました。失念したというよりは、私が承知をして、説明をしなければならないということ、もしもそうであるのならば承知をしていなかったということでお詫びを申し上げなければいけないというふうに考えてございます。

あとは庁議の中での適否ですか。こちらにつきましては、まあ、先ほど申しましたとおり、3月会議において町長が実施表明をされていて、今回、事業としてご提案したというような内容でございます。こちらあの、4月の庁議で一度あの、お示しをさせていただいて5月に確認をいただいたということで、適というような判断をいただいたというふうに理解しております。

あといつまでこの事業をするかということでございますが、交付要領に記載のとおり、これは平成27年度の事業ということで、26年産米ということで、趣旨にも記載をさせていただいておりますので、この事業自体は今年度限りというふうに今のところ考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まずあの、再三、ここに8番議員もおられますが、行財政改革という中では新規の補助、新規の事業、且つ、経済補助事業については利害が絡むということから、慎重な検討を要するんだということで、その理念は変わらないということは何度も答弁されております。変わらないという前提からすれば、こういった単年度の、私申し上げればばら撒き補助について、適当だと。これが適切であるという根拠、これについて、どういうことだったのかなと。これひとつ教えていただきたい。

それからあの、要綱というのは改正するも作るも、議決を得るものではなくて、町長が決めてそれに従って、公平に事業を進めていくためのものでありまして、そもそも町長が決めます。とは言いながら、要綱も町長が決める。そしてこの平成26年度米下落したから、この補填を種もみ代金です。この提案も町長がされます。要綱も町長が作る。そしてあの、当該補助金の内容を見ますと、第1条、当然これ、町長が示しておりますから町長の提案。第2条、これも町長が決める。第3条、町長が別に定める。4条、町長が別に定める。全部町長が別に定めるとするものに該当しておいて、この本体の、いわゆる、一番その、根拠が理解できるなど、少なくとも思わざるを得ないものが只見町農業振興補助金交付要綱。このどこに該当するかというと、これも一番最後の、その他町長が必要があるときに決める。このような決め方で、いいんでしょうか。これ、2点ですが、私、もっとはっきり言いますと、町長が決めるというのはあくまでも例外規定でありまして、例外として認めざるを得ないものについて、特別仕方がないから町長が、いわゆる専任事項で決めるというものであって、本筋はやはりこの、既定にある個別具体的なものであります。今、全て町長が決めるという話になりますと、公平に決められた要綱の本筋が例外になってしまって、例外が本筋になってしまうように見えておるから聞くんであります。この辺の解釈を庁議ではどうされたか。この2点をお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 庁議のお話が出ましたので、私のほうから説明させていただきます。

まず、先ほどですか、補助金適正化委員会という話ありました。それは農林振興課長から説明あったとおりでありまして、当時もあの、補助金適正化委員会はまあ、庁議構成員でやってまして、それで、どうしても事業を推進するかと、それを財政的にけん制するか、がありまして、なかなか、有機的に機能していたかということ、その辺の実情は7番議員もおわかりかと思いますが、なかなか難しさがございました。今回、町が合併しないという宣言した時に、併せて行政改革プログラムというのを作りました。その中で、お金の出し入れのこと、あとスクラップアンドビルトとか、いろいろな原則をつくりまして行革プログラムを作ったと。で、その後、それが中期財政見通しに変わってきたという流れを組んで、今回、行政改革大綱、3年間の行革大綱を議会にもお示してご理解をいただいたと。そのポイントが加速、挑戦、根幹ということで、従来の、ただただ決める行政改革じゃなくて、投資すべきは投資

するという考え方の行革大綱を策定し、その考え方で中期財政見通しも併せ持ってやっております。そういった中で先ほど農林振興課長も申し上げましたように、今、専業農家、兼業農家並びにそういった小規模の事業者につきまして、非常に、米価の下落、様々な課題がありまして、難儀をなさっていらっしゃいます。そういった状況を総体的に検討、鑑みまして、この制度事業、県のほうでも同様の趣旨の制度事業を立ち上げられたということでもありますので、県の事業に呼応して、町も上乘せして、農業者、専業・兼業含めまして支援をしていくという考え方に立ったわけでございまして、その辺の趣旨、背景、目的につきましましては、十分、庁議の中で検討して出した、同じ方向性を見出しましたので、その中で出されたものを今般、議会に提案申し上げまして、議会の審議に付しているということでもありますので、これを十分、庁議という中で慎重に審議して、それは全会一致を見たものでございますので、その辺の農家の皆様の窮状、また、その意思決定にあたっての手続きに疑問はないというふうに思っておりますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番議員、もう一度、申してください。

○7番（酒井右一君） 俺も忘れたようになってしまったけど、ただ、その、要綱をや、町長が決めるわけで、要綱の中に決めてあることは、やっぱりこれは事業を行ううえで、公正・公平に進めていくという、自らの姿勢を正すという意味で本筋を決めたものであって、たまたまそこに外れる例外があるわけですよ。それについては例外規定で、やむを得ず町長は全権を持って認めるというのがあくまでも例外であって、今聞いたところによると、町長が決めるところによるというものから始まって、当該規定についても全編に亘って町長が別に定めると、こうなっておるわけでありまして。例外規定が本筋の規定になってしまっている現実についてどう考えるかということ、これは執行権の代表者にお伺いしたいなと思うわけです。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。町長へのお質しですが、その前に一つだけ。

そういったあの、議員がおっしゃる趣旨わかります。そういったことでいろいろなものを、例えば午前中、議決いただいた除雪車の更新であっても、700万以上の財産購入は議会の議決を得ると。それより少ないものはまた別ですけども、工事であっても5,000万以上の場合は議会の議決がいるというふうに同じように条例化して、条例を議会の議決を経なければいけないということでもあります。ですから、その辺は、じゃあ全てそうしなければいけ

ないのかというと、それは様々な、住民の利益、スピード感、様々なもの含めて、総体的に考えた時に、そのようにしたほうがいいものと、それは町長の権限でやってもいいものという準的なものは国も、県も、町も、自ずとあろうかと思えます。そのことは十分おわかりかと思えます。ですから、条例を議会の議決を経たうえで交付する。規則、その他のものは町長が署名して、決裁して交付すると。そこで効力が発します。ですからここに、先ほど農林振興課長申し上げました要綱等につきましても、きちんとした目的が掲げてありますので、これはあの、いろいろなご質問、お質しをいただいて、勿論結構なんですけど、そういった趣旨でやっておりますので、物事の軽重といいますか、全部大事なことは間違いありませんが、予算の審議に付すわけですから、その中でその議員の資料要求あったように、こういった要綱に基づいて提案させていただきましたということで、今回この機会を得ているわけですから、全てが全て全部というのは、なかなか現実的対応としては難しいということは、国も、県も、市町村もあろうかと思えます。そういった中で、議会の議決に付すべきものは付す。町長が決定すべきものは決定するということで、様々な分野に亘って行財政につきましては、そのようになっているものというふうに理解しておりますので、併せて、改めましてご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 2回目だったろうか、3回目だったろうか。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

○7番（酒井右一君） 3回目か。まあ、あの、執行権者の話は理解できませんが、わかりません、わかりませんが、やはり公平・公正な予算の執行と事業に心がけていただきたいものであります。

それで、これは本当の町政の執行権者に聞きたいわけですが、まあ今回も含めて一般質問、それから以前からずっとまあ、山岸議員なんかもおっしゃっていましたが、いわゆる生活が困窮をされておる。所得が低い。つまり医療・福祉分野についての補助金を、なんとかひとつ、予算をいただけませんかという諸々の要求があるわけですが、これについてはなかなかその、こうおっしゃるわけですよ。まあ、お話を引用するわけですが、町長は常々、新規補助事業等は、持続性やその安定性を重視し、慎重にならねばならないと。安定性や持続性ですから、補助をするにあたって、その補助をする価値が持続的に続くかどうかということ議論されておる。そして、制度の安定性を言っておられます。これは単発で、26年度産

米が下落したから、その補填をするということと非常にこの、矛盾がありますが、これまでの町長見解と、この補助金の、26年度産米の価格下落に対する公金の支出について、公平であるのか、不公平、産業間になりますよ、あるいは住民の間ですよ、もらえる方はだいぶもらえますね。私あの、種は農協から、米屋から買ってませんので、これは該当にならない。タキイから買っていますから。そういった意味で、かなりその、公平性に欠ける側面を持ったものであるなど。しかしその、わかりますよ、その26年の際、下落したから、これは大変だろうと。私もそう思いますから、やってください。ただ、公平・公正に、条例なり規則、再三問題になっておりますその要綱というものがあるのであれば、王道を歩いていただきたいなど。まだ私の町政の基本は、やはり困った人を税金で救って差し上げるということ、公平に万遍なくというふうに思っておりますので、このことと町長のこの単発的な、その26年産米。私はこれ矛盾だと思いますが、この矛盾を解決する、町長だと思いますが、執行権を持たれるわけですから。お伺いします。まあ、要約しますと、常にその、新規事業への補助金の持続性の安定性や、問題視して至純ならざるを得ないということで、そういった態度で政策執行、補助金執行にあたってこられた町長が、この補助金については単発で、しかも議員から提案があったわけでもないし、3月の議会においては災害復興基金を財源にしておられた。そのために下げられたかどうか知りませんが、一旦下げられるわけです。もう一回やるなんていうのは私は聞いてませんし、当局内ではそういうふうな決意を固めておられたのかもしれませんが、一旦は下げられるわけです。広い意味では一時不再議ということになるんですが、この辺をひとつお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 財源、税のお金の公平・公正な使い方、公正・公平性をどう捉えてんだというお話であります。当然、高齢化社会や社会福祉関係も、そういった趣旨に沿って、今、現状必要なものをいろいろと論議させていただきましたが、かなりの全体的なバランスの中で執行させていただいていると思っております。ただ今般の課題につきましては、一般質問等々の前段の大きな、皆さん方の主張も、ふるさと創生ということ、地方創生と言われているときに、どういうあの、まちづくりしていくんだということが一番貴重な質問が多かったんだろうと思いますが、今の高齢化社会をきたしている、ひとつのこの、我々のこの地方の山村の一番の現状というのは人口が流出して担い手がいなくなって、そこから引き起こされた高齢化問題であったり、社会福祉の問題であったり、少子化の問題が出ているわけです。

よ。ですから、一つは経済ということも、我々のユネスコエコパークの中での一つの、三つ目の大きな課題としての持続的な地域資源を活用した地域づくり、その経済活動、経済社会活動をどうするかということが今問われているという中で、自分達の今後の取捨選択の中での政策としての、私は産業基盤という、この農林業という大きな従来からのこの地域が抱えている基盤としての産業を、これをどうにかしなければ、それから先の観光であったり、商工関係であったり、この連関したひとつの地域社会の経済活性化は生まれないと。そして、そういったことの基盤をやはり守り育てていくことが、またこの地域の担い手をつくっていくわけですから。そして、子供が生まれていくわけですから。その連関の中で重要な政策だと捉えているわけです。ただ今般の、この事業が、それでもって解決するとか、27年度だけの事業だということも、これはひとつ正直に言えば苦しまぎれの施策ではあります。今また改めて、ですから農林業も含めて、また地域のひとつのブランド化というものをどう図り、それぞれ生産されるものも付加価値を高めて今の市場競争社会の中で、只見町で生産されるものも地域循環型を前提としながら、外に向かっての手を打っていかなきゃいけない。そういう環境の中で米価そのものは今、米価の下落に対して、下落を保障するようなことは只見町の力ではできません。国ももう、これは捨てました。若干の段階はありますが。ですから改めて、農業分野、こういったかつてからのこの地域の基盤産業であったものをこれからどう立て直していくかを、今これからは本当にまた、さらに今、担当課と一緒にあって、また皆さんの知恵も借りなきゃいけません、作りあげていかなきゃいけない時代なんです。ただ今般はとりあえず、こういった中でも、この状況の中で生産意欲のほんのわずかな、ほんのわずかなお金でしかありませんが、こういう状況の中でのひとつの気持ちを、支えていただけかどうか、そういった想いの中で、こういった施策を出させてもらって、今皆さんにどうですかねということでご審議をいただいているわけでございます。どうか私は、もう基本的には産業、地域経済、地域振興の施策を、財源を投じるということは、議員のおっしゃるその公平・公正というそのことの捉え方は、若干、ひょっとすれば、違い、食い違い、理解の仕方がどこか違っているのかもしれませんが、この件は、やはりそういうものだろうと私は思っております。そういった意味で、やはりこの点に対して町としての施策が取れる方法、方便、手段をいろいろ、職員と一緒にあって知恵を出して、ここの、これから先の財政的な、改めてまだまだこれからも、農業振興なり、いろんな産業振興のその制度を変えていかなければ、作りあげていかなければいけないのかなと、そういう想いでござい

ます。そこのひとつの一環として、今般のこの提案させていただいたものをご理解いただいたうえで、尚且つまた、さらなる今後の対応のあり方もなんとか見出していききたいなというように想いでおります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

○7番（酒井右一君） 補助政策の公平・公正についてお尋ねいたしました。たいしたことのないお金、といいましても、これだけのお金がありますと、福祉灯油でありますとか、医療・福祉のほうにも使えるわけですから、そういうその、分野ごとのバランスについてどうお考えかということをお伺いしました。先ほど。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 分野ごともいろいろ種々、いろんな（マイクなし 聴き取り不能）分野において、それぞれ予算を計上して、皆さん方のご審議をいただいてやっているわけですから、それはあの、全然私は問題ないと思っております。やはりですね、公平・公正にそれはやっていかなきゃいけません、やっぱあの、地域振興なり産業振興という、そのところにはやっぱり、皆さんと一緒に、もう少し重点的に具体的な案を出し合ってますね、やっていくことが今、只見町にとっては大事ではないのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第62号 平成27年度只見町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第12、議案第63号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第63号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億6,364万6,000円とする内容でございます。

ページをお開きいただきまして、3ページの歳入総括をご覧いただきたいと思っております。まず歳入でございますが、先ほど可決をいただきました国民健康保険税の見直しによる増額1,100万円ほど。それに見合う形で繰入金の1,100万の減額。これが大きな内容となっております。

次、4ページにまいりまして、こちらのほうでは介護納付金、それから共同事業拠出金、保健事業費。こういったところの減額をしまして予備費で調整を行っている内容でございます。

5ページにまいりまして、保険税の1の一般被保険者分でございますが、こちらは国保税率改定に伴っての数字の調整でございます。それから退職者分についても同様でございます。高額医療共同事業負担金については額の確定によります。次、6ページにまいりまして前期高齢者交付金。こちらのほうも数字確定してまいりましたので調整でございます。それから県の負担金、高額医療費共同事業負担金。こちらは負担金分の減額という内容でございます。それから基金の繰入金を1,100万円減額となっております。そのほか諸収入として90万2,000円の減額という内容でございます。

7ページの歳出にまいりまして、こちらのほうは金額の微調整でありますけれども、後期高

齡者支援金。それから前期高齢者納付金、介護納付金。改定に伴っての調整でございます。
次のページ、8ページにまいりまして、高額医療費の拠出金と保険財政共同安定化事業拠出
金であります。税率改定の資料でも説明申し上げましたけども、交付超過といった状況に
なっておりますので、負担金分の予算の減額を行うということでもあります。それから特定健
診の事業費の金額の減額とありまして、予備費144万2,000円を増額をしまして予算
を調整させていただきました。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第63号 平成27年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案
のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第13、議案第64号 平成27年度只見町国民健康保
険施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第64号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）であります。

こちらは予算の総額、歳入歳出それぞれ143万円を追加をしまして、歳入歳出それぞれ4億7,900万円とする補正内容でございます。

3ページの歳入総括をご覧いただきたいと思います。歳入につきましては、繰越金としまして143万円の増額をお願いする内容でございます。

それから、4ページにまいりまして歳出の大まかな内訳でございますが、診療所費の増額をお願いして予備費を減額して調整をさせていただきたいという内容でございます。

6ページの歳出でございますが、まず医師住宅費の需用費、灯油、電気料でありますけれども、今年度から派遣をいただいております中央病院の看護師の方2名来られておりますけれども、そちらのほうの住宅の灯油、電気料につきまして、新しい住宅ということもありましてデータがなく、1か月間のデータを見ましたところ、今後不足が見込まれるということで今般、増額をお願いしたいというものであります。それから医科管理費の手当につきましては、こちらはですね、異動に伴う分の調整でございます。それから旅費、派遣医師旅費の旅費ということでございますけれども、医師体制等々変わりましたので赴任金旅費、こういったものについて増額をお願いをするものでございます。それから8番の歯科医療機械器具費であります。歯科用の一般備品としてモデルトリマーという器具が経年劣化で更新をしなければならないということで11万4,000円の増額をお願いしてございます。予備費17万9,000円を減額をして予算を調整しております。

給与費明細書につきましては職員手当分の減額という部分でございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） これ、補正予算という感じではないんですが、その、医師住宅のところ、ちょっと関連でお願いというか、したいと思うんですが、というのは、私の住んでいる地域で医師住宅が3軒あるんですが、住民のその隣近所の方が、その住宅にどの先生が

住んでおられるのか。顔も、声も聞いたことないということをよく言われるんですが、赴任してこられた時に、まあ、全部の町民というわけにはいきませんが、隣組というような、交流の意味も含め、また家庭医という、言われている中で、それぐらいのことが必要じゃないのかなと感じましたので、是非、あれしてください。考えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 黒谷地内、医師住宅、たしかにいくつかございまして、医師の先生方、ご多忙でいらっしゃるということはありませんけれども、議員おっしゃるように、一般的なその、地域の方々との交流、お付き合いというものは大切にしなければならないというふうに思いますので、そういったところにも心がけていただけるように、診療所の方々ともお話を進めてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第64号 平成27年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第65号 平成27年度只見町介護保険事業特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 議案第65号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計補正予算の（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

まず第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677万9,000円を追加をしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,177万9,000円とする内容でございます。

歳入歳出の内訳でございますけれども、3ページの歳入総括をご覧いただきたいと思います。保険料減額。それに見合う形で繰入金が入っております。こちらは本日、午前中に議決をいただきました低所得者の介護保険料の減額評価といった部分で保険料減額になる分を新たに国・県・町で負担をします。その分の増減であります。それから前年度からの繰越金677万9,000円を見込んでございます。

4ページにまいりまして歳出の総括でございますが、諸支出金。こちらのほうの増額。それから予備費減額で調整をさせていただきたいと思います。

5ページの歳入の明細でございますが、1号被保険者の保険料。こちらが条例改正に伴う分として113万4,000円の減額。そして、繰入金ということで、その分の公費負担113万4,000円の増額であります。それから繰越金は前年からの繰越金というところがあります。

6ページにまいりまして、諸支出金であります。償還金ということで前年度の国庫負担金と県費。そういったものについての精算分。こちらの返還として685万円ということで、予備費7万1,000円を減額をしまして予算を調整をさせていただきました。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第65号 平成27年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第15、議案第66号 平成27年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第66号 平成27年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億610万6,000円とする内容でございます。

5ページをご覧ください。歳入につきましては繰越金10万6,000円をもちまして歳入予算を編成しております。

次、6ページ、歳出でございます。水道総務費、給料、職員手当、共済費につきましては人事異動に伴う補正でございます。予備費21万円を減額いたしまして予算を編成しております。

7ページにつきましては給与費明細書でございますのでご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） 町直営水道のことではございません。給水施設の関係であります、関連でお伺いをしたいことが1点ございます。これはもう、町当局ご存じであろうかと思いますが、布沢・太田地区、春先、集落前の山、山崩れが起きました。で、住家前のいわゆる沢、すぐ下まで、いわゆる倒木が落ちてきたと。でまあ、雪崩止めは、たぶん雪が多かったんだろーと思います、途中、壊れた様子はないわけでありまして。そんな状況が今あります。で、このそばに何軒かで給水されておられます、いわゆる給水施設があるわけでありまして。で、今、その状況も非常に、今後不安だということで、まして今回の山崩れにつきましては44年災以降のことで集落の方々、大変今心配しておられる状況であります。で、集落の中で、いわゆる今の猫淵清水を活用して、給水施設を一本化したいという協議があるようであります。で、給水施設の場合、今の町の、いわゆる公共事業補助金規則で該当いたしますと、大体、一世帯当たりの負担が15万程度になっているということでありまして。で、今、あそこに住んでおられる方々、それは昔は、若いころは元気で仕事しながら農家やっておられたということでありまして、やはり高齢・過疎の中で、なかなかその、まして年金というなかでは、なかなかその負担が大変だと。で、場合によっては、いわゆるこの集落内の計画も、俺はやはり大変なんで加入できないというようなこともありそうな状況もあるわけでありまして。で、これは一例でこの給水施設のことではあります、やはりあの、いろんな制度、要綱なりが、実態、いわゆる町民の生活実態に合わなくなっているのではないかと。で、今の要綱自体も相当古い要綱でありまして、それをなかなか今、そのまま充てようと思っても、年齢がいたり、収入が減ったりでなかなか実態に合わない。町民の生活に合わない。これがやはり今の町内の過疎化の実態ではなかろうかなというふうな思いもあります。で、これを今すぐこれをどうこうではありませんが、例えば今、第7次の計画づくりも入っておられる、勿論、地方創生もやっておられるわけでありまして、やはり今後の課題としてですね、やはり今の様々な規則、要綱。これはもう少し抜本的な見直しを図っていただいて、やはり今の町民の生活実態に合うような内容に今後、検討いただきたいんですよ。このことを太田の例を挙げて申しておりますけれども、まあそういった例がたぶん、給水施設だけじゃなくて、他にもあろうかと思っております。この件は今後のことではありますから、一言答弁いただければ、ま

た今後のことでもありますので、結構であります。ですから、この事例をひとつ捉えられて、今後の考え方を一言ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の発言は、本議案に関係ございませんけれども、発言者の要望でございますので、環境整備課長の答弁を許します。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず町の全体的なことは、まあ、別の部署としまして、給水施設の関係だけを申し述べさせていただきます。

太田地区の実態は私も現地に行きまして把握をしております。まあ、頂上部からの崩壊がありまして、その上を、雪崩防止柵の上を雪と一緒に落ちたということでもあります。幸いにも河川の左岸で止まりまして住家には影響がなかったということでもあります。まあ今後もその推移を見守って被害が大きくならないようにしたいというふうに思っております。

給水施設。そこから水を引いておられる関係につきましては、今、水が断水したということはないというふうに聞いております。

7次振興計画の中にそういうような安全・安心な暮らしということで、それは勿論、盛り込まれるものだろうというふうには思っております。6次につきましても、上下水道の整備ということで集落営給水施設の改善事業の実施ということがございます。水が足りなくなったり、濁ったりした箇所もございます。塩ノ岐、そして篠輪、浮島等々で、その改善に努めてきたところであります。7次振興計画の中にもそういうものを盛り込んでいただいて、その給水施設の整備には必要な個所につきましては行っていきたいというふうに思います。ただ、2件、3件、そういうのがばらついておりますと、それを統合するという事はなかなか、水量の関係もありますので、その使用者また地元と協議をしながら、安全な水の供給をできるように、簡易水道はしていきますけども、集落営につきましても同じような考え方で努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 目黒議員と同じような、太田集落の共同簡易水源といたしますか、のこととでございます。で、私も、この春から何回も太田の人に呼ばれまして見せていただきました。本当にあの、もう一回雪崩がくると、その、給水しているパイプが遮断される可能性がおおいにある。で、今回、地滑りが起こったのは、やはりあの、雪があったんで滑っちゃったということに思います。私は先ほど、大変あの、失礼なんですけど、目黒議員は今後の課題

というふうにおっしゃいました。で、私はいつ、それが、あの山が動いているというお話も
ございますので、いつ、そのパイプ、わずかあの50ミリくらいのパイプです。それが遮断
するかどうかは、本当に神様でもなければわかんないといったような状態であります。私は
あの、昨日、一昨日と一般質問でもやはり地方創生とか、そうした移住だとか、いろんなこ
とが議論になりました。私はやっぱりあの、簡易水道であれば、町ですぐ修理してもらえる
んですが、簡易水道のない地域あるいは風前の灯のような形で毎日水を使っている地域。そ
れはやはり、基本のライフラインでもあり、生きるにはどうしても水が必要なわけです。是
非あの、このことについて、今後、経済委員会でもたしか取り上げるようになるのかなと思
いますが、是非、町当局で、今、目黒議員も申されました、15万の負担というのが、本当
に集落の中でやるとなれば、例えば参画をするが半分になっちゃうといったようなこともご
ざいます。それを7次の振興計画まで待たないで、要は先ほどらい、町長の規則とか、要綱
とか、そういったものに、町長の範囲内でそれができるのかなというふうに思います。是非
これについては、もし壊れたら、早急に、要は対応をしていただくといったような英断も含
めまして、一戸5万円程度の負担が、私としてはもう、限界かなというふうに思います。あ
るいは生活の豊かな人とそうでない人の割を付けるとか、何らかの、要は高齢化時代の中で、
本当に仕事もままならないといったような中での対応を是非ご検討いただきたいと
思います。総花的になってしましますが、町長、一言お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 集落給水施設。今それぞれ二人の、御二方の議員から課題といろいろ
おっしゃっていただきました。認識は私も同じに持っておりますので、現実の流れの中で、
またあの、今おっしゃっていただいた場所に対しては、その場所に対してどうするか。あと
全体的にこういったあの、集落水道といったものに対してどう対応していくかは、同じよう
な認識の中で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 本議案についての質問ございませんか。ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕。

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第66号 平成27年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、議案第67号 平成27年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第67号 平成27年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,970万円とする内容でございます。

ページをめくっていただきまして5ページをお開き下さい。先ほど一般会計で繰出しを議決いただきましたが、一般会計からの繰出しをもって270万円を歳入で受けます。

続いて6ページでございますが、その受けた270万円をもって歳出予算を組みます。内容的には施設整備費として需用費の修繕料に270万円を充当するものでございます。修繕の中身としましては、今年3月に源泉ポンプが故障いたしまして、予備のポンプを今投入しておりますが、その引き上げました不具合が発生したポンプを修繕して予備に備えるという内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 俺もよくわかるわけではありますが、予備ポンプって今は、本ポンプ、予備ポンプっていう言い方をすればだが、二つあるんわけなんだけど、どこで保管、メンテナンスしているんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） どこでと言われますと、業者

〔「いやいや、場所」と呼ぶ者あり〕

○観光商工課長（渡部公三君） 場所。これはあの、実はあの、当初、その、予定ポンプをおかもとポンプで購入してございまして、そこで修繕したものを保管していただいて、緊急の際に入れ替えるという内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕。

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第67号 平成27年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第17、議案第68号 平成27年度只見町集落排水事

業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第68号 平成27年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ1,281万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,281万6,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。歳入でございます。一般会計から繰入れまして1,280万。前年度の繰越金1万6,000円で歳入予算を編成しております。

6ページの歳出をご覧ください。総務管理費につきましては人件費に係る補正でございます。施設整備費、委託料、工事請負費につきましては管路新設110メートル分の予算をお願いしております。予備費69万1,000円を減額しております。

7ページ、給与費明細書でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕。

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第68号 平成27年度只見町集落排水施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議をいたします。

休憩 午後 2 時 4 9 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 1 8、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第 1 号 只見町税条例の一部を改正する条例から、順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、専決第 1 号の報告の前に、議員各位にお詫びを申し上げます。

今回の専決処分にあたりまして、只見町税条例等の一部を改正する条例につきまして、特に軽自動車税の適用開始時期を一年間延長し、平成 2 8 年度から適用することに対しまして、国や県からの不確定な内容ではありましたが、改正情報があったにもかかわらず、担当常任委員会をはじめ、事前に相談すべきであり、説明不足がございました。今後につきましては、改正等、情報が流れてきた場合には丁寧な説明に努めさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、説明に入ります前に、資料の配付の許可をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、専決第 1 号 只見町税条例等の一部を改正する条例についてご報告させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律の交付に伴う改正でございまして、主な改正内容といたしましては今ほど配りました資料2のほうをご覧いただきたいと思いますが、一つ目として、マイナンバー制度に伴う個人番号または法人番号等の規定を整備するものでございます。二つ目としまして、個人住民税における住宅ローン制度の適用開始を平成31年6月30日まで、一年半の延長とするものでございます。三つ目としまして、軽自動車税でございまして、電気自動車等一定の環境性能を有する軽四輪等について、軽自動車税のグリーン化特例、経年税率が新設されることに伴う改正でございまして、平成27年度分以後の、年度分の軽自動車税について、適用するとされていた税率について、適用開始時期を一年間延長し平成28年度から適用されるものでございます。軽自動車税につきましては資料のナンバー3のほうをご覧いただきたいと思いますが、まず①番としては先ほどと重複するところもございまして、平成27年度分から税率を約1.25倍から1.5倍、最低2,000円に引き上げる予定でしたが、平成27年度税制改正により一年間延長されました。二つ目として、平成28年度課税時にグリーン化特例、軽減課税が適用されますということで、それぞれ原付から小型特殊自動車、軽四輪等のグリーン化特例、そして裏側にいきまして、変更はございませんが、軽四輪等の27年度・28年度の税額についてお示しさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思いますが、特に裏面の軽自動車等につきましては27年の3月31までの登録分につきましては従前の税額でいきます。27年の4月以降に登録されたものについては軽の乗用の自家用ですと10,800円。貨物の自家用ですと5,000円というような金額になります。それと併せて登録から13年か経過したものについてはそれぞれの金額で増額となっているものでございます。

ナンバー2のほうに戻っていただきたいと思いますが、改正内容の④といたしましては、固定資産税で土地の負担調整措置について現行の仕組みを3年間延長されます。それと土地に関して課する固定資産税の特例期間、土地の価格の特例期間、宅地等に対して課する固定資産税の特例期間、農地に対して課する固定資産税の特例期間を平成24年度から平成26年度とあるものを、平成27年度から平成29年度に改正するものでございます。五つ目としまして、特別土地保有税についてですが、課税の特例期間を平成24年度から平成26年度とあるものを、平成27年度から平成29年度に改正するものでございます。

概要については以上でございます。

続いて、専決第2号のほうの説明をさせていただきたいと思いますが、資料の配付を許可

願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、専決第2号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどお配りいたしました資料のほうをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表となっております、右側の改正前の振興山村の名称のところ、改正後、産業振興施策促進区域というような変更となります。そのほかにつきましては、山村振興法、過疎法に係る適用期間の延長となりまして、平成27年3月31日までのものが平成29年3月31日まで延長されるものでございます。

続いて、専決第3号でございますが、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） それでは続きまして、専決第3号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告させていただきます。

今ほど配付させていただきました新旧対照表と併せて資料ナンバー2のほうを見ていただきたいと思っておりますが、今回の改正内容につきましては課税限度額の引き上げでございます。医療給付費分の課税限度額が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が16万円から17万円に、介護給付金分の課税限度額が14万円から16万円に改正されました。下の表につきましては26年度と27年度の対比で記載させていただいております。②のほうとしましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額が24万5,000円から26万円に改正。2割軽減の対象者につきましても45万円から47万円に改正されております。下の表については計算例ですので26年度・27年度のほう、このような金額の改正がされたということでご報告いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、専決第4号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第11号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,431万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56

億9,941万8,000円とするものでございます。

第2条が繰越明許費の補正でございまして、別表第2表によります。第3条が地方債の補正、第3表によります。これを地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について上記のとおり専決処分すると。3月31日付でございまして。

ページめくっていただきまして、7ページからご覧をいただきたいと思っております。これが先ほど申し上げました第2表、繰越明許費の補正でございまして。総務費、農林水産業費で、それぞれ事業名、役場庁舎新築事業、交流施設特別会計繰出金ということで、このような内容となっております。変更といたしましては商工費で、それぞれ自然公園等施設整備事業、観光施設のマイマイガ対策事業という内容になってございまして。

8ページが第3表、地方債補正でございまして、辺地対策、臨時財政対策、緊急防災・減災事業ということで、それぞれ、左側の限度額から右側の変更後の限度額にそれぞれ金額の変更でございまして。

それから、次、続きまして、11ページから歳入に入ります。

まず町税でございまして、町民税につきましては個人町民税、法人町民税ともそれぞれ伸びまして、合わせて540万円余りの増額でございました。町税につきましても、この表のとおり伸びております。軽自動車税、微増でございまして。町たばこ税も同様でございまして。

12ページ、入湯税は微減と。自動車譲与税は、国からの、譲与税でございまして、国のルールに従って、それ以外の揮発油譲与税、利子割交付金というふうに若干減っております。

配当割は逆に伸びております。以下、株式譲渡、地方消費税も国のルールに従って、自動車取得税交付金も同様の考え方でございまして。14ページ、地方交付税2億5,346万9,000円と大きく増えました。これは特別交付税の伸びでございまして。主に豪雪でございました。そういった大きな理由等がございまして。あとは震災復興特別交付税ということで、主にそのような理由から大きな伸びとなりました。以下、交通安全対策は若干減っております。

あとは負担金につきましては保育所関係で若干増えたと。15ページが分担金でございまして、それぞれ説明欄をご覧いただきたいと思っております。12ページ、使用料につきましては、それぞれ経済、土木、教育使用料。右側の説明欄の実績に基づいてこのようになってございまして。16ページ、今度は手数料でございまして、これもまた右側の説明欄の内容でそれぞれ増えております。次、国庫負担金は若干、衛生費関係が減りました。17ページ、国庫補助

金につきましてもそれぞれ右側の説明欄に記載をさせていただいておりますが、この中で大きいのが土木費国庫補助金の中の道路橋梁費補助金の中で、臨時道路除雪事業費補助金1,600万円。これも除雪によりまして国の計らいでこのような補助金を増額されたところでございます。17ページ、国庫委託金をご覧ください。18ページも引き続き、国庫委託金でございます。それから、次、県支出金でございますが、それぞれ総務、民生、衛生と、実績に基づいたものでございます。県補助金もそれぞれ、民生費関係でございますが、実績に基づいたもの。以下、衛生費、農林水産業費と、それぞれ事業実績に基づいて精査されたものでございます。商工費、土木費はご覧いただきたいと思います。20ページ。今度、県委託金ですが、それぞれの受託した統計、選挙含めまして、それから教育、土木関係でございますが、このような内容の事業執行にあたっての整理でございます。財産収入は財産貸付収入。それから下の21ページの財産売払収入というように、それぞれその実績に基づく整理でございます。寄附金につきましては自然首都・只見応援基金は、寄付金は97万円ということで昨年の12月からクレジットでできるようにしまして、2月14日からは返礼品をすることで、そのようなことも増額の理由にあったのではないかとというふうに分析しております。21ページは基金繰入金。事業実施のために基金の繰入を考えたわけですが、結果としてこれを基金に戻すと。残高がまた増えるということになります。そういった内容でございます。22ページも引き続きでございます。特別会計繰入金はご覧いただきたいと思います。諸収入につきましてもご覧いただきたいと思います。23ページ、雑入でございますが、過年度収入で豪雨災害の農業関係、再取得、中小企業関係と、ここで基金との関係でここに載ってまいります。それから雑入は右側の説明欄のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。それが24ページの中ほどまで続きます。で、次が町債でございますが、それぞれ事業実施に伴いまして、臨時財政対策債の減額が目立ちますが、実績に基づいてそれぞれ減額、もしくは微増という内容でございました。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、25ページであります。

歳出に入らせていただきます。

まず議会費であります。職員手当、委託料、バス運転委託料、議事録調整委託料等であります。そして備品購入費。年度末までに執行させていただきまして不用の額を減額ということで専決処分をさせていただきたいものであります。

続きまして、中段からであります。総務管理費、一般管理費であります。報酬、給料、

共済費。共に年度末までの不用額を整理させていただいたものであります。続きまして、26ページであります。26ページ、賃金、旅費、町長交際費であります。これにつきましても同様であります。需用費につきましては155万2,000円の減額ということですが、大きなものは燃料費。これにつきましては当初見積もったより燃料の値下がりが一部あったということ。あとは節約に努めたという結果であります。役務費から27ページ委託料、使用料等、15番の工事請負費。これにつきましても諸事業執行等させていただいた後の不用額を精算させていただいたものであります。原材料費も同様であります。続きまして28ページであります。備品購入費40万。備品購入の残額、不用額を精算をさせていただくものであります。負担金、補助及び交付金。これにつきましても同様であります。非常勤職員公務災害補償組合負担金。あとは人事交流の負担金。最終的な精算によります不用額の減額であります。

続きまして、目の2、文書広報費であります。これにつきましても同様であります。需用費、役務費、委託料。最終的な不用額を減額とさせていただいたものであります。

- 総合政策課長（渡部勇夫君） 財産管理費、28ページの後段から財産管理に関する経常的なものをここに減額いたしましたものでございます。土地購入費が若干、294万というふうに挙がっております。

それから総合政策費につきましては、非常勤特別職関係ですが、振興計画審議会委員専門部会を26年度中の開催を考えておったわけですが、結果として27年度に入ってしまったので、26年度分を減額したという内容でございます。第三セクター経営検討委員会委員につきましては、年度内に1回開催いたしました。メンバーは公認会計士と中小企業診断士からなる検討委員会でございます。その後、27年度に入っても、現在重ねておりますが、26年度分としては1回のみでありましたので減額ということになります。以下、職員手当等、それぞれの項目の事業執行に伴うものでございます。それが30ページまでいきまして、負担金、補助及び交付金ではJR只見線全線再開通に向けた事業、当初予算で間に合わなくて、補正もいただきましたが、結果、130万の減。地域づくり交付金400万ほどの減ということになりました。

ユネスコエコパーク推進費では、報償費の減。費用弁償、あとは需用費等につきましても事業の執行に伴う整備でございます。役務費、委託料と続きまして、それぞれ31ページの森林調査。看板作成も一般質問等ございましたが、このような内容となっております。

それが16原材料、19の負担金、補助金。それぞれ事業執行に伴うものでございます。

ブナセンター費につきましては、ブナセンター指導員につきましては26年度に入って1名確保できましたが、26年度中に確保を試みましたが、できませんでしたのでその分減額いたしました。現在は6月から一人、現在、四国のほうから1名、若い人が入りました。それから社会保険料、賃金、報償費、旅費等につきましては事業執行に伴うもの。32ページも以下同様でございます。ほぼ整理予算でございます。

○総務課長（新國元久君） 33ページであります。情報システム管理費についてご説明を申し上げます。これにつきましても全体的には年度末までの執行させていただいた分での残余の額と。それを減額補正させていただいたということになります。需用費であります。消耗品、修繕費についても年度末までに執行させていただいて不用であったもの、減額をさせていただきました。役務費。これにつきましては電柱の共架物の移転。あとはセキュリティソフト。こういったものでありますが、これも不用額の精算であります。委託料であります。150万9,000円ということになっておりますが、様々、保守委託料、LGWAN保守委託料、セキュリティソフト、総合行政システム、サーバー機器廃棄とありますが、スポットでの対応の契約と。必要が生じた折をお願いをして保守委託を、修繕等していただくようなものもございまして、そういったもので不用分を減額をさせていただいたものであります。使用料、賃借料につきましては、賃借料等に残余の額が出たものを精算をさせていただいております。工事請負費、光ケーブルの支障移転工事。備品購入についても同様でありまして、年度末までの執行によります不用額の減額をお願いをしております。

○教育次長（増田 功君） 分庁舎管理費ですけれども、ここの施設の、只見振興センターと教育委員会入っている施設の精算でございます。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 4節から、4節、共済費、7賃金、8報償費、9旅費、11需用費。どれも事業実績による減額です。中でも修繕料、ちょっと多いんですが、これ、除雪機の修繕を実施しなかった分でちょっと減額が増えています。12節、役務費、13節、委託料も実績精算による減額です。14、16節もそうです。19節ですが、地域づくり交付金53万6,000円。地域づくり特別対策事業交付金。この辺は補助事業の導入の残額となっております。

以上です。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 35ページ、下段のほうの朝日振興センター費です。

報酬から賃金まで、実績に基づきます減額でございます。36ページ、同じく報償費から補助金、負担金のほうまで、全てあの、実績に伴います減額となっております。

○明和振興センター長（横田雅則君） 36ページの下段、中段以降でございますけれども、明和振興センター費でございますけれども、報酬から19番の負担金、補助金、交付金につきましても、最終的な不用額としての減額でございます。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、37ページの下段になりますが、交通安全対策費でございます。報酬から報償費、旅費につきまして、事業等実績によります整理予算となります。裏面、38ページですが、需用費の中の修繕料につきましてはカーブミラーの修繕料として取っております、その残となります。続いて、工事請負費につきましては、防犯灯設置工事の実施によります不用残ということになります。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 諸費でございますが、1億3,078万7,000円の増となっておりますが、これは説明欄にございますように、主に公共施設等再生整備基金積立金1億3,000万が主なものでございます。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、39ページ、総務費の徴税総務費については職員手当の整理予算となります。賦課徴収費ですが、旅費から委託料、負担金、償還金まで整理予算となっております。

続いて、裏面の40ページ、戸籍住民基本台帳費ですが、給料、職員手当、旅費、需用費とも整理予算となりますのでお願いします。

○総務課長（新國元久君） 40ページ、中段の項の4、選挙費であります。目の1、選挙管理委員会費であります。これは選挙管理委員の費用弁償、そして職員の一般旅費等、不用額を減額させていただくものであります。

続きまして、統計調査費であります。統計調査総務費であります。これにつきましては、給料、需用費。不用額の減額で、それぞれ不用額の減額であります。

続きまして、41ページ、目の2、委託統計調査費であります。これにつきましては農林業センサスの調査員の報酬、増額をさせていただいております。年度末までにギリギリ、調査員の報酬増額が決定をしまして、国の支出金、国県支出金2万7,000円を受けまして一般財源4万6,000円を加えて支払うということになったものであります。

続きまして、項の6、監査委員費であります。これにつきましては、町の監査委員の方々の経費であります。旅費、需用費とも年度末までの執行の残余の額の減額であります。

○保健福祉課長（馬場一義君）　続きますして、41ページの下段になりますが、社会福祉総務費であります。事務実績に基づく減額であります。超勤手当、増額という形になってございます。次のページ、42ページにまいりまして、こちらも主に減額となっておりますけども、扶助費の高齢者の住宅屋根除雪給付が増額。それから繰出金として国保事業会計への繰出金が増額といった内容でございます。次、老人福祉費であります。事務実績、事業実績に基づいて、トータルで334万7,000円の減額であります。次、43ページ、障がい者福祉費。こちらも補正額210万円の減額ということで、委託料で一部増額部分がございますが、残り、次の44ページ・45ページにかけまして事務実績に伴う増減の補正をお願いしてございます。それから45ページ、老人保健費。こちらも事務実績に基づく減額で118万3,000円の減額です。在宅介護支援センター費660万8,000円ありますが、主に委託料の減額となっております。次の46ページ、介護保険費であります。260万3,000円の減額でありまして、事務実績に基づく減額の金額が並んでございます。47ページ、社会福祉活動センター費。こちらについても事務実績に基づく42万1,000円の減額でございます。

民生費の児童福祉、児童福祉総務費であります。こちらは事務実績に基づく減額でありまして、子宝祝金については180万円の減額という状況であります。次の47ページであります。多子世帯の保育料の減免の補助金は4万7,000円増額であります。残りは減額という状況であります。母子福祉費。こちらも実績に基づいて減額でございます。只見保育所費。実績に基づきまして141万2,000円の減額であります。次の49ページ、朝日保育所費であります。こちらも実績に基づきまして201万円の減額となっております。次の50ページにまいりまして、明和保育所費であります。こちらも実績に基づきまして各科目、減額をしております。150万7,000円の減額であります。

52ページにまいりまして、保健衛生総務費でありますけども、3,057万8,000円の減額というところで、大きなものとしましては繰出金の国民健康施設特別会計への繰出金。こちらがトータルで2,320万円ほど減額というのが大きなものになってございます。それから次の53ページ、予防費にまいりまして、こちらも事務実績、事業実績に基づく減額になってございます。次の54ページにまいりまして、こちらも事務実績に基づく減額の内容というふうになってございます。

それから、環境衛生費お願いします。

- 環境整備課長（酒井恵治君） 55ページから環境衛生費、54ページの下段もでございます。事業実績によります精算でございます。よろしく申し上げます。
- 保健福祉課長（馬場一義君） 続いて、55ページの中段から、保健事業費であります。補正額は141万9,000円の減額ということでありまして、次の56ページにかけまして事務実績に基づいての減額となっております。保健センター費につきましても同様でございます。27万8,000円の減額となっております。
- 農林振興課長（星一君） 56ページ、最下段、農林水産業費であります。農業委員会費、実績に基づく減額でございます。57ページに入りまして農業総務費も同様に実績に基づく減額でございます。農業振興費でございますが、共済費から使用料及び賃借料まで、実績に基づく減額でございます。最下段の負担金、補助でございますが、産地生産力強化総合支援事業補助金、金額大きい減額でございますが、県補助の追加要望に備えての予算ということでありましたけれども、追加要望ございませんで、歳入も併せましての減額ということでございます。その他の事業補助金は実績に基づく減額でございます。
- 観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、58ページ、山村振興費であります。補正額、最終専決1,132万9,000円の減額でございます。それぞれ各科目、事務事業の完了によります実績であります。繰出金で交流特会への繰出し事業費で148万1,000円。湯ら里の源泉ポンプの修繕のほうに緊急対応いたしました。
- 以上でございます。
- 農林振興課長（星一君） 続きまして、中段、畜産業費でございますが、実績に基づく減額でございます。続いて農地費でございます。こちらにつきましても事務事業実績に基づく減額でございます。58ページ、最後の工事請負費でございますが、農村公園の照明設備のLED化工事の完了に基づく実績の減額となります。59ページに入りまして、負担金、補助、土地改良区運営補助金ということで精算による減額となっております。
- 環境整備課長（酒井恵治君） 次、繰出金でございますが、集落排水特会の繰出金で、管理費が若干増になっておりますが、事業費につきましてもは精算でございます。続きまして、国土調査費でございますが、精算による整理予算でございます。
- 農林振興課長（星一君） 59ページ、下段でございます。林業総務費。こちらにつきましても事務事業の実績に基づく減額となっております。60ページにまいりまして、林業振興費も同様に実績に基づく減額でございます。林道費につきましても同様でございます。

60ページ、最下段、水産業費でございます。こちらにつきましても実績に基づく減額と
なっております。

○観光商工課長（渡部公三君） 61ページの中段から商工費でございますが、まず商工総務
費でございますが、若干、職員の超勤手当のほう不足しました。12万3,000円、専決さ
せていただきました。商工振興費でございますが、各科目、実績によります精算でございま
すが、19の負担金、補助金の中で、補助金の誘致企業等除雪費の補助金127万9,000
円増額になってございますが、この豪雪によります8社、8企業への除雪費が不足したとい
うようなことで増額をお願いして専決をさせていただきました。それ以外につきましては実
績によります減額でございます。62ページでございますが、にわたりましての補助金が同
じ内容でございます。3の観光費でございますが、各科目とも事務事業実績によります精算で
ございます。観光施設費でございますが、これにつきましても精算によりますものでございま
すが、委託料につきましては、若干、指定管理料が、保養センターと公社の部分、47万8,
000円ほど増額になってございます。それから公有財産購入費でございますが、土地購入費
ということで、これは土地開発基金から買い戻しをした只見川公園の土地購入部分でござい
ます。ほかにつきましては精算によるものでございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、63ページ、土木費でございます。土木総務費
につきましては整理予算でございます。

次、道路維持費につきましても整理予算でございます。64ページにつきましても整理予
算、13の委託料、町道除雪委託料につきまして増額予算となっておりますが、これは豪雪
に伴います、3月から押し戻し、除排雪、特に押し戻しを早めにやっておりますので増額を
お願いしたものでございます。ほかは整理予算でございます。防雪センター費、道路新設改
良費につきましても事業実績による精算でございます。

河川費、住宅管理費につきましても整理予算でございます。66ページ、住宅管理費で
ございますが、これにつきましても整理予算。17の公有財産購入費につきましては土地開発
基金への買い戻しでございます。補助金につきましても整理予算でございます。

最下段の集会施設整備費につきましては財源の振替でございます。よろしく申し上げます。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、消防費の非常備消防総務費でございます。まず
報酬でございますが、団員年俸、出動手当、防災会議委員の報酬の減額でございますが、出
動手当については年度末までの出動関係での実績による減額となっております。職員手当関

係につきましては、超勤手当分、管理職の特別勤務手当ということで、こちらにつきましては警報が発令された場合に、役場のほうに待機していなければなりませんので、そういった場合の特別勤務手当並びにそれに付随して職員の超勤手当ということで必要があったために年度末での精算による減額でございます。賃金の現地案内賃金につきましては、現場関係の現地案内をお願いする時のために計上しておりましたが、年度末まで実績がございませんでしたので10万円の減額ということになります。報償費については整理予算となります。旅費についても同様です。需用費についての消耗品74万円の減額が大きいところですが、こちらについては消防ポンプ操法競技大会並びに防災対策事業関係での整理による減額となっております。燃料費は公用車等の減額です。修繕費のほうですが、145万円ほどの減額ということで、こちらは一般の修繕分と防災無線関係の修繕ということで事業実績による減額となります。12の役務費関係については防災無線LANの通信料の減額分。委託料につきましても整理予算です。使用料についても同様です。で、工事請負費につきましては消火栓の格納箱の設置工事並びに施設の整備工事の不用残ということになっております。備品購入費については機械器具の実績による残額です。負担金、補助及び交付金につきましても整理予算となっております。常備消防総務費については財源内訳の振替となっておりますのでお願いいたします。続いて、水防費になりますが、次ページの69ページのところまでについて、需用費、委託料、使用料及び賃借料については整理予算となりますのでよろしく申し上げます。

○教育次長（増田 功君） 教育費の1教育委員会費ですが、事務事業に基づく精算でございます。事務局費、69ページですが、88万5,000円の減額です。職員手当、超過勤務の増があります。続いて共済費の社会保険料の増もあります。以下は、あとは減額となっております。続いて、70ページ、スクールバス運行費ですが、スクールバス委託料で、スクールバス運転業務委託料で115万1,000円の減額になっております。続いて、奥会津学習センターですが、こちらのほうも委託料の、奥会津学習センター指定管理料の減に伴う、事務事業の完了に伴う減額となっております。

続いて、71ページ、学校管理費ですが、こちらのほうも事務事業の完了に伴う減額でございます。続いて、2教育振興費も同様でございます。

続いて、72ページ、教育費の学校管理費でございますが、学校管理費、続いて教育振興費につきましては事務事業の完了に伴う精算でございます。

続いて、73ページ、社会教育総務費ですが、こちらのほうも事業完了に伴う減額です。73ページ・74ページと、そういうことになっております。続いて、74ページの文化財保護費ですが、こちらのほうも事業完了に伴う精算でございます。続いて、75ページ、考古館費ですが、こちらのほうも事業完了に伴う減額でございます。

続いて、76ページ、保健体育総務費、体育施設費、給食センター費ともに事業完了に伴う精算でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きます、77ページの中段、災害復旧費でございます。

保健衛生施設過年災害復旧。これは水道特会の繰出し分の災害対応分の事業実績によります精算でございます。

○農林振興課長（星 一君） 77ページの最下段でございます。農地農業用施設現年災害復旧費でございますが、事業実績に基づく減でございます。78ページにまいりまして、農地農業用施設過年災害復旧費でございます。こちらにつきましても3から12まで、事業実績に基づく減額でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 79ページから公共土木、すみません、78ページの繰出金でございます。集落排水特別会計の繰出金、23年災害分の事業実績でございます。

○農林振興課長（星 一君） 78ページ、下段の林道災害復旧費でございます。総額205万9,000円の減額でございます。事業実績に基づく減額でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 79ページの上段、公共土木施設災害復旧費、過年災害復旧費でございますが、人件費の精算、旅費の精算、整理予算でございます。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 79ページ、公債費でございますが、それぞれ、長期債の償還元金、利子、一時借入金利子の実績に伴う減でございます。

あと今まで説明させていただきました内容を措置したうえで、予備費1億4,961万4,000円増額とし、合計で1億5,784万4,000円としたところでございます。

○総務課長（新國元久君） 80ページをご覧いただきたいと思います。給与費明細書であります。80ページの給与費明細書、特別職に係る給与費明細、81ページに一般職に係る給与費明細を記載をしてございますのでご覧いただきたいと思います。

以上であります。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きます、専決の第5号になります。

平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算の第5号であります。こちらは歳

入歳出の総額に2,718万1,000円を追加をしまして、総額をそれぞれ5億3,748万7,000円とする内容で、3月31日付で専決処分をさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、7ページからご説明申し上げます。保険税収入でございますけれども、一般被保険者分、それからその下の退職者分につきまして、こちらは実績に基づきまして金額の精査を行って専決を行わせていただいております。次の8ページも同様に実績に基づいて精査をさせていただきました。使用料、手数料については整理予算でございます。国庫支出金でございますが、こちらの実績に基づいての精算を行っております。次の9ページにまいりまして財政調整交付金であります。特別調整交付金が大きく伸びておりまして、基準の見直しがあったということで予算の乖離が出ましたので3,100万円ほどの増額の予算となっております。それから療養給付費交付金につきましては整理予算でございます。県支出金の県財政調整交付金。こちらのほうでは2号財政調整交付金が最終的に増額で1,439万4,000円の増額で確定をさせていただきます。次のページ、10ページにまいりまして一般会計からの繰入金でありますけれども、それぞれの項目に沿ってルール通りの繰入を増額をさせていただきました。その一方、基金繰入金としましては1,253万8,000円の減額というような専決内容となっております。繰越金につきましては整理予算でございます。以下、10ページの下段から11ページにかけて整理予算として予算の整理を行ってございます。続いて12ページにつきましても整理予算でございます。

13ページ。こちらが歳出になっておりまして、一般管理費につきましては実績に基づいて減額17万1,000円であります。続いて賦課徴収費。こちらの実績に基づいて2万7,000円の減額であります。次の14ページ、納税奨励費。こちらの実績に基づいて減額であります。運営協議会費も同様の整理予算でございます。趣旨普及費。14ページから15ページにかけてまして、こちらの実績に基づきまして減額の予算を組んでございます。15ページの下になりますが、高額療養費。こちらについては一般被保険者分の123万5,000円の増額。それから退職者分につきましては32万3,000円の減額で実績等の調整を図っております。続いて16ページにまいりまして、目の3・4であります。整理予算という内容であります。続いて移送費の目の1・2につきましても同様に整理予算であります。

17ページにまいりまして出産育児一時金42万円増額ということになります。それから後期高齢者等の負担、支援金、介護納付金、高額医療拠出金については、こちらは整理予算に

なっております。18ページにまいりまして、こちらも同様でございます。整理の予算となっております。財源の振替となっております。それから18ページ、特定健康診査の事業費であります。実績に基づきまして37万円の減額になってございます。19ページ、保健衛生普及費であります。実績に基づきまして8万9,000円の減額であります。利子も整理予算であります。次の20ページにまいりまして、諸支出金の償還金、還付加算金。こちらにつきましては実績に基づいての整理予算となっております。それから諸支出金の繰出金。直診勘定繰出金としまして歳入でありました特別調整交付金。こちらを国民健康保険施設特別会計のほうへ繰出しの予算を組んでおります。予備費について減額で調整をして予算を、最終専決予算を組まさせていただきました。

次の22ページにつきましては給与費明細ですのでご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、専決第6号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算の第7号であります。

まず第1条としまして、歳入歳出の総額からそれぞれ1,972万6,000円を減額をし、総額をそれぞれ4億1,307万6,000円とする内容で、3月31日付で専決処分を行ってございます。

内容につきましては、まず歳入であります。5ページをご覧をいただきたいと思っております。診療収入であります。診療収入につきましては実績に基づいての予算の精査を行っております。国保分、社会保険分、増額の補正となっております。後期高齢分については減額と。一部負担金収入、その他診療報酬、標準負担額収入。こちらは増額の補正となっております。それから次の外来分になりますが、それぞれ主に減額となっております。後期高齢分の増額、一部負担金の増額、その他分の増額といった内容で精査を行わせていただきました。6ページにまいりまして歯科外来収入であります。こちらの実績に基づきまして予算との乖離分を減額、主に減額という形で専決をさせていただきました。その他の診療収入、諸検査収入であります。こちらにつきましては予防接種関係、乳幼児健診関係。こちら増額になっておりますので、255万6,000円の補正となっております。次の7ページにまいりまして使用料。実績に基づいて減額であります。手数料、文書料であります。実績に基づいて14万7,000円増額であります。繰入金であります。一般会計からの運営費繰入を2,300万円減額をしまして、国民健康保険事業の、先ほどの繰出金をこちらで繰入を行いまして3,997万6,000円の繰入となっております。そういったこともあり

まして基金からの繰入金。こちらが2,517万2,000円の減額と、そういう内容になってございます。次の8ページにまいりまして補正額としまして雑入、歳入調整しております分の雑入も大幅に減額となっております。

それから歳出にまいりまして9ページであります、一般管理費。トータルで185万9,000円の実績による減となっております。医師住宅費につきましても実績によりまして8万7,000円の減額であります。次の10ページにまいりまして医科管理費でございますけれども、こちらについては超勤手当、管理職特別勤務手当、宿日直手当。こちら実績に基づいて増額という形になってございます。それ以外の科目につきましても実績によりまして減額、トータルで714万3,000円の減額と、そういう内容でございます。11ページ、医科医療用機械器具費。こちらは実績によりまして修繕の委託料、減額をしております。それから目の3・4・5、すみません、3・4・6・7。こちらにつきましても実績によりましてそれぞれの科目を減額をさせていただきました。目の8、歯科医療用機械器具費。こちらも不用残の整理を行っております。次のページ、12ページにまいりまして歯科技工費につきましても同様であります。それから給食費も同様に整理予算でございます、公債費の利子、諸支出金の還付金につきましても整理予算であります。予備費37万6,000円を増額をして予算の調整をさせていただきました。

14ページは給与費明細書となっておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、専決第7号 平成26年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ182万6,000円を減額をしまして、総額をそれぞれ1億3,302万円とする内容で専決処分させていただいております。

内訳でございますが、5ページをご覧をいただきたいと思っております。後期高齢者医療の保険料であります、実績に基づきまして特別徴収分は減額、普通徴収分は増額。トータル、減額で51万9,000円となっております。それから繰入金。保険基盤安定費の繰入金。こちら減額。それから一般会計からも減額となっております。諸収入につきましても整理予算となっております。次、6ページにまいりまして、こちら実績に基づきまして、それぞれの諸収入の科目を整理予算として減額をさせていただいております。

7ページにまいりまして、ここから歳出であります。一般管理費。実績で減額しております。それから徴収費、滞納処分費。ともに整理予算で減額をさせていただいております。8

ページ目にまいりまして、後期高齢の広域連合への納付金であります。こちらでも確定によりましてそれぞれの項目に従いまして、トータルで97万7,000円の減額予算を組んでおります。公債費の利子。整理予算でございます。それから諸支出金の保険料の還付金、還付加算金。次のページ、9ページ、他会計繰出金につきましては整理予算となっております。予備費74万8,000円を減額をしまして、ちょうどゼロにして調整を図ったところでございます。

続きまして、専決第8号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算の第5号でございます。

第1条としまして、歳入歳出の総額からそれぞれ601万6,000円を減額して、総額をそれぞれ6億1,310万9,000円とする内容で、3月31日付で専決処分をさせていただきます。

内訳につきましては6ページをご覧くださいと思います。6ページ、歳入であります。介護保険料の1号被保険者の保険料。こちら、実績によりまして50万1,000円の増額となっております。それから国庫支出金の調整交付金。現年度分の交付金の確定によりまして386万7000円の増額となっております。それから繰入金、一般会計からの繰入でございますが、それぞれの項目、ルールに従いまして精算をいたしました結果、減額ないしは増額といった形で、トータルで141万5,000円の減額の繰入となっております。それから基金繰入金であります。介護給付費の準備基金繰入金。こちら891万9,000円の減額で最終専決を組んでございます。雑入につきましては整理予算であります。

次の8ページにまいりまして歳出であります。一般管理費。整理予算であります。それから指定調査等費。こちら整理予算でございます。それからその下は財源の振替でございます。保険給付費にまいりまして、こちらサービス所費の実績に基づいて、それぞれの目、8ページから9ページにかけての各サービス費目に従いまして整理予算として減額をさせていただきます。続いて10ページも同様でございます。こちらは介護予防のサービスであります。予算に対して実績が少なかった部分、整理をさせていただきます。ここの項の補正としましては105万2,000円の減額という内容であります。11ページにまいりまして審査支払手数料、実績に基づきまして減額をさせていただきます。それから高額介護サービス費、予防分。こちら実績によりまして減額をさせていただきます。11ページの一番下につきましては財源振替を行っております。12ページにまいりまして、こちら特定入所者の介

護サービス等費であります。目1・2・3・4。それぞれ補正額で減額、それから財源内訳の補正を行っております。財政安定化基金拠出費。こちらは整理予算であります。次の13ページにまいりまして介護予防事業関係であります。二次予防事業費。こちらは実績に基づきまして100万4,000円減額であります。一次予防事業費も同様に整理予算で減額となっております。14ページにまいりまして、包括的支援事業、任意事業費の目の1介護予防ケアマネジメント事業費から5の任意事業費まで整理予算となっております。公債費の利子。こちらの実績ございませんのでゼロという内容であります。諸支出金の1号被保険者保険料の還付金。こちらの実績に基づきまして予算は減額となっております。次のページ、16ページにまいりまして繰出金。それぞれ調整を図りましてトータルでゼロということで整理してございます。その下、特定入所者の介護サービス等費。こちら整理予算であります。最終的に予備費397万8,000円の増額で予算の調整を図ったところであります。

17ページは給与費明細でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、専決第9号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算の第3号でございます。

こちらは第1条としまして、歳入歳出の総額からそれぞれ516万円を減額をしまして、総額をそれぞれ2億4,678万2,000円とする内容で専決処分を行っております。

内容でございますが、5ページが歳入となっております。サービス収入のうち介護給付費収入であります。実績に基づいて予算等の調整を図りまして、居宅介護分で8万円増額、施設介護分で115万5,000円の減額という形で整理を行っております。その下、自己負担金収入17万3,000円の減額という内容でございます。それから使用料としまして施設の使用料。入所者、通所者共に減額で整理を行っております。次の6ページにまいりまして基金繰入金であります。こちらは介護老人保健施設の運営基金の繰入を減額。そして自然首都・只見応援基金の基金からの繰入を減額をして310万円ほど減額であります。諸収入につきましては実績に合わせまして1万2,000円の増額となっております。

7ページ、歳出であります。一般管理費につきましては補正額592万1,000円の減額となっております。大きなものとして介護老人保健施設の運営管理委託料。こちらが減額となっております。それから施設整備費でございますが、こちらは実績に基づいて減額で整理を行っております。8ページにまいりまして基金積立金。運営基金への積立金であります。460万7,000円の積立増の予算を組んでおります。公債費であります。

一時借入分の利子の減額を行っております。還付金については整理予算でございます。予備費、予算全額の補正減ということでゼロで調整を図っております。

続きまして、専決の第10号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算の第3号でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ54万2,000円を減額しまして、総額をそれぞれ1,345万8,000円とする内容で、3月31日付で専決処分を行っております。

内訳でございますが、5ページをご覧くださいと思います。歳入の訪問看護療養費。目の1、療養報酬収入。こちらが10万1,000円の減額で調整をいたしております。その他分については整理でございます。それと見合いになります。繰入金。一般会計からの繰入、それから国保施設からの繰入。共に減額という内容で調整を図りまして諸収入の減額も整理をしてございます。

6ページ、歳出であります。一般管理費。補正額22万5,000円の減額ということで、実績に基づいて減額となっております。7ページにまいりまして訪問看護事業費、訪問看護ステーション費であります。こちらそれぞれ科目、実績に基づいて整理を行っております。公債費の利子につきましては整理予算であります。予備費24万減額をして、予備費ゼロ円になるように調整を図って予算を組んでおります。

8ページにまいりまして、こちらは給与費明細書でありますのでご覧いただければと思います。

続きまして、専決第11号 平成26年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算の第2号でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ37万5,000円を減額をして、総額をそれぞれ962万5,000円とする内容で、3月31日付で専決処分を行っております。

内容でございますが、5ページをご覧くださいと思います。5ページ、歳入であります。居宅介護予防サービス費の収入として、予算に対しまして17万6,000円の増額をして予算を組まさせていただきました。それから繰入金。一般会計からの繰入を38万3,000円減額しております。それとの調整もありまして雑入を16万8,000円の減額という内容で歳入を組んでおります。

次のページ、6ページにまいりまして歳出であります。居宅介護予防サービス事業費。こちら各費目減額ということで33万9,000円の減額であります。公債費の利子であります。こちら実績ございませんので予算額ゼロに調整してございます。予備費、補正後ゼロ円になるように調整を図ったうえで歳入歳出予算を組んでおります。

8ページは給与費明細書でありますのでご覧をいただきたいと思っております。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きます、専決第12号でございます。

平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算(第7号)につきまして説明をいたします。

第1条としまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ677万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,377万3,000円とする内容でございます。3月31日付で専決をさせていただきました。

次、5ページの歳入をご覧ください。水道加入分担金、使用料、手数料、給水工事収入でございますが、実績による精算でございます。次、6ページ、繰入金、他会計からの繰入金でございますが、これも事業実績による減額の精算でございます。繰越金、諸収入、延滞金、加算金、雑入につきましてもそれぞれ精算でございます。

7ページの歳出でございます。水道総務費につきましても人件費等の精算、需用費の精算でございます。維持費につきましても施設管理費の精算によります減額予算でございます。次、8ページにつきましても事業完了による減額精算でございます。次の設備整備費につきましても事業の完了でございます。公債費につきましても精算でございます。予備費140万4,000円を減額させていただきますして調整をいたしました。

10ページからは給与費明細等でございますのでご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きます、専決第13号であります。

平成26年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第3号）ご説明申し上げます。

第1条として、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ102万8,000円を減額して、総額を5,508万7,000円とする内容のものでございます。27年3月31日付、専決でございます。

ページをめくっていただきまして、5ページをご覧ください。歳入でございますが、それぞれ一般会計からの繰入を補正で、専決で69万3,000円を専決をさせていただきますして、下の雑入につきましても実績に合わせて整理をしてございます。

6 ページでございますが、歳出でございます。まず只見スキー場の管理費であります、総額で46万8,000円の減額でございます。スキー場にかかるそれぞれの大会経費。それから修繕、保険。それから委託料、工事請負。それぞれにつきまして事務事業実績により精算でございます。続きまして、保養センター管理費であります、トータル22万5,000円の減額でございます。保養センターにかかります修繕、保険、委託料。それぞれに完了をしました実績に基づくものでございます。7 ページでございますが、公債費につきましては5万を一時借入利子、実績に合わせまして減額をし、予備費28万5,000円を減額しまして補正予算を組ませていただいております。

よろしくお願いたします。

続きまして、専決第14号 平成26年度只見町交流施設特別会計補正予算の第3号でございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算総額それぞれ11万8,000円を追加します。総額を歳入歳出それぞれ9,146万5,000円とする内容のものでございます。また、繰越明許費の補正でございますが、第2条としまして繰越明許費の変更を第2表によって補正をさせていただきます。

3 ページをご覧ください。第2表の繰越明許費の補正でございますが、マイマイガ対策事業の繰越額を884万6,000円から1,017万4,000円に変更するものでございます。

続きまして6 ページをご覧ください。6 ページの歳入でございますが、一般会計繰入の額を確定をし、専決し、繰越金、それから雑入をそれぞれ実績に合わせてございます。

それから7 ページであります、歳出予算でございます。交流施設費の総務管理費であります、交流促進センターにかかります役務費、保険料であります、それから委託料、修繕、需用費につきまして実績によりますものでございます。尚、修繕の139万3,000円につきましては先ほどの補正予算でもお願いしました3月時に源泉ポンプを緊急的に修繕したものの対応のものでございます。続きまして、公債費、予備費。それぞれ実績に合わせて、失礼しました、公債費は実績に合わせます。予備費9万5,000円を減額しましての専決補正を組ませていただきました。

以上でございます。

○環境整備課長（酒井恵治君）　続きまして、専決第15号　平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ歳入歳出539万1,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ3億1,261万8,000円としたものでございます。3月31日付で専決をさせていただきました。

5ページの歳入をご覧ください。分担金、使用料につきましては実績による増でございます。財産収入、繰入金につきましては精算でございます。6ページ、繰入金、雑入につきましては実績による精算でございます。

7ページ、歳出。総務管理費につきましても精算による減額予算でございます。施設管理費につきましても施設管理の完了による精算でございます。8ページ、施設整備費につきましては事業完了による精算分でございます。公債費につきましては精算でございます。予備費83万3,000円を減額をしまして調整をさせていただきました。

9ページにつきましては給与費明細書でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君）　ただ今、説明が終わりました。

これをもって専決第1号から第15号までは報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（齋藤邦夫君）　続いて、日程第19、報告第2号　平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君）　続きまして、報告第2号　平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書、一般会計分でございます。

これは左側に予算の款・項が書かれてまして、事業名、金額、今回のテーマであります翌年度繰越額。そして、その財源内訳、既収入特定財源と未収入特定財源。そして一般財源という順序で記載してございます。

まず役場庁舎の新築事業につきましては、翌年度繰越額が3,981万9,000円で一

般財源というように見ていただきまして、多くの項目がございます。それぞれ総務管理費から社会福祉費、児童福祉費、農業費、林業費ということで一覧表になっておりまして、裏側、2ページという表記ございますが、商工費以下、それぞれ地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業等からそれぞれありまして、マイマイガ対策、道路補修関係と、あとは社会教育では民具の展示・収蔵整備事業、災害復旧というふうに同様の書き方となっております。3ページが災害復旧。ここまでの繰越明許の部分でございまして、8億7,133万5,000円でございます。で、翌年度繰越額、27年度への繰越額といたしましては5億601万1,000円というふうに多額になってございます。このうち一般財源が1億9,240万6,000円という一覧表の内容でございます。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第2号 平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書（交流施設特別会計）

- 議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第20、報告第3号 平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書（交流施設特別会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

観光商工課長。

- 観光商工課長（渡部公三君） それではあの、交流施設特別会計、報告第3号であります、繰越計算書の内容を説明申し上げます。

まず1点目は、木質バイオマス施設整備事業でございますが、本年度に繰り越す金額1,400万円でございます。続きまして、マイマイガ対策事業であります、これはLED化のものでございますが、27年度へ繰り越す額が1,017万4,000円。合計で2,417万4,000円を27年度へ繰り越す内容のものでございます。

以上です。

- 議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第3号 平成26年度只見町繰越明許費繰越計算書（交流施設特別会計）は報告済みといたします。



◎平成26年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）

○議長（齋藤邦夫君） 日程第21、報告第4号 平成26年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、報告第4号 平成26年度只見町事故繰越し繰越計算書、一般会計について説明いたします。

これもあの、表の並びとしては繰越明許の表と同様でございますが、繰越明許費で翌年度に繰り越して事業の執行に努めるわけでございますが、どうしても、この右側の説明欄がございます事情によりまして、繰越明許期間内、2ヶ年での事業が完了できなかったという事業につきまして、3年目に事故繰越しという形でその事業の取り組みをするという内容の表になってございます。これは小規模介護施設、いわゆる只見ホームのサテライト分でございますが、これが1億7,285万9,000円余り繰越してございます。この理由につきましては、ここがございますような理由、説明欄がございます理由でございます。以下、農業費関係の圃場整備。定住促進団地、集会施設。こういった雪の関係とか、用地、地権者との関係、様々ございます。それから林道、過年災、公共土木。それから裏側にきますが、災害復旧で、情報通信基盤で通信事業社との関係。理由は様々ございますが、それぞれ右側の説明欄に記載させていただいた理由により事故繰越しとして事業に取り組むという内容でございます。その繰越額の翌年度繰越額といたしましては4億7,870万2,725円。このうち一般財源が1,102万8,241円となっております。

○議長（齋藤邦夫君） これをもって、報告第4号 平成26年度只見町事故繰越し繰越計算書（一般会計）は報告済みとします。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

上着を着用してください。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 4 時 4 0 分)

